

## 令和3年2月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
1	秋田市行政の基本構想を策定する件
2	令和3年度秋田市一般会計予算の件
3	令和3年度秋田市土地区画整理会計予算の件
4	令和3年度秋田市市有林会計予算の件
5	令和3年度秋田市市営墓地会計予算の件
6	令和3年度秋田市中央卸売市場会計予算の件
7	令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
8	令和3年度秋田市大森山動物園会計予算の件
9	令和3年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
10	令和3年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
11	令和3年度秋田市学校給食費会計予算の件
12	令和3年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
13	令和3年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
14	令和3年度秋田市介護保険事業会計予算の件
15	令和3年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
16	令和3年度秋田市水道事業会計予算の件
17	令和3年度秋田市下水道事業会計予算の件
18	令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
19	令和2年度秋田市一般会計補正予算（第12号）の件
20	令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件
21	令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件
22	令和2年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件
23	令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件
24	令和2年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件
25	令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の件
26	令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）の件
27	令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の件
28	令和2年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
29	令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件
30	令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件
31	秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する件
32	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
33	秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

- 34 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 35 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 36 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 37 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 38 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 39 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 40 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
- 41 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 42 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 43 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 44 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 45 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 46 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
- 47 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 48 秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 49 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 50 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 51 秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

- |    |   |
|----|---|
| 52 | 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件    |
| 53 | 秋田市手数料条例の一部を改正する件                         |
| 54 | 秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する件               |
| 55 | 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件                   |
| 56 | 秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件            |
| 57 | 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件       |
| 58 | 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件           |
| 59 | 秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件                  |
| 60 | 秋田市火災予防条例の一部を改正する件                        |
| 61 | 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件               |
| 62 | 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件                    |
| 63 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件  |
| 64 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件  |
| 65 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件 |
| 66 | 包括外部監査契約を締結する件                            |
| 67 | 秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件                  |
| 68 | 秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件                |
| 69 | 秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件             |
| 70 | 秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件             |
| 71 | 秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件            |
| 72 | 秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件              |
| 73 | 秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件             |
| 74 | 秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件               |
| 75 | 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定する件             |
| 76 | 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定する件             |
| 77 | 秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定する件                 |
| 78 | 秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件               |
| 79 | 秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件               |
| 80 | 秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件               |
| 81 | 秋田市中央市民サービスセンターの指定管理者を指定する件               |
| 82 | 秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件             |
| 83 | 市道路線を認定する件                                |
| 84 | 秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務請負契約を締結する件           |



## 議案第1号

秋田市行政の基本構想を策定する件

次のとおり秋田市行政の基本構想を策定することについて、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例（昭和24年秋田市条例第36号）本則第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市行政の基本構想 別紙

### 提案理由

秋田市行政の基本構想を策定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 秋田市行政の基本構想

### 第1 基本構想の意義

#### 1 基本構想の位置付け

基本構想は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を図るため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものです。

#### 2 基本構想の構成

基本構想は、「基本理念」「将来都市像」「総合計画推進のために」および「創生戦略」で構成されます。

##### (1) 基本理念

本計画の計画期間最終年度である令和7年度における本市の目指すべき姿を設定したものです。

##### (2) 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として設定したものです。将来都市像ごとに「政策」および「施策」に細分化し、体系図を示しています。

##### (3) 総合計画推進のために

組織機構・市民サービス向上などの行政経営分野における取組や、基本構想および推進計画の実施にあたって、本市が意識していくべき視点を設定したものです。

##### (4) 創生戦略

人口減少問題を正面から受けとめ、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」を目指し、将来都市像別の体系にとらわれずに、必要な分野において一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組むため、設定したものです。

### 第2 基本理念

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、本県全体を牽引する県都としての役割を果たしていくためには、人口減少問題を正面から受けとめ、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づく

りを進めていかなければなりません。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を發揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」  
にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」  
四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「暮らし」  
市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・暮らしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

“ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし  
～ 元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて ～ ”

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、2040（令和22）年に約24万5千人まで減少する一方、65歳以上の人口割合は約44%に達すると推計されています。

こうした状況から、人口減少対策を市政の最重要課題と位置付け、人口減少の抑制はもちろん、人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に取り組み、元気な秋田市と暮らしの豊かさを次世代に引き継いでいくため、基本理念の副題として、新たに「元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて」を掲げます。

本市では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、人口の現状を分析し、人口減少が本市に何をもたらすのかなどを明らかにした上で、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「秋田市人口ビジョン」と、これに基づき政策目標や具体的施策等を定める「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

本市の人口減少対策については、これら総合戦略等を通じて、子育ての希望をかなえられる環境づくり、新しいしごとづくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくり、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくり、暮らし・産業・自然が調和したコンパクトシティの形成などに取り組んでいくものです。

### 第3 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の5つの将来都市像を設定し、将来都市像ごとの政策および施策について、体系として表します。

- 1 豊かで活力に満ちたまち
- 2 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- 3 健康で安全安心に暮らせるまち
- 4 家族と地域が支えあう元気なまち
- 5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

#### 将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

##### 政策1 商工業・サービス業の振興

- 施策① 企業立地・事業拡大の推進
- 施策② 企業の活性化の推進
- 施策③ 雇用の拡大と質の向上
- 施策④ 貿易と物流の拡大

##### 政策2 農林水産業の振興

- 施策① 農林水産業経営の確立と食料の安定供給
- 施策② 戦略的で多様なアグリビジネスの促進
- 施策③ 農山村地域の活性化と森林整備の推進

##### 政策3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進

- 施策① シティプロモーションの推進
- 施策② 観光振興の推進
- 施策③ にぎわいの創出
- 施策④ スポーツの力をいかした地域活性化
- 施策⑤ 関係人口の創出・拡大
- 施策⑥ 移住の促進

#### 将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

##### 政策1 環境との調和

- 施策① 環境保全の推進
- 施策② 循環型社会の推進

施策③ 脱炭素社会の推進

政策2 都市基盤の確立

施策① 秩序ある都市環境の形成

施策② 住宅環境の整備

施策③ 上下水道サービスの提供

施策④ 道路整備の推進

施策⑤ 公共交通の充実・確保

施策⑥ 情報通信技術の利活用

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

政策1 安全な生活の実現

施策① 危機管理体制の確立

施策② 災害や雪に強いまちの確立

施策③ 防犯・交通安全体制の確立

政策2 安心して暮らせる毎日の実現

施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保

施策② 食育の推進

施策③ 保健・医療体制の充実

施策④ 消防・救急体制の充実

施策⑤ 社会保障制度の確保

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

政策1 家族や地域を支える絆づくり

施策① 家族・地域の絆づくりの推進

施策② 男女共生社会の確立

政策2 地域福祉の充実

施策① 地域福祉の推進

施策② 障がい者福祉の充実

施策③ 高齢者福祉の充実

政策3 次代を担う子どもの育成

施策① 子ども・子育て環境の充実

施策② 若い世代の育成支援

#### 政策4 市民の主体的な活動の推進

施策① 市民による地域づくりの推進

施策② 市民活動の促進

#### 将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

##### 政策1 文化の創造

施策① 文化財の保存と活用

施策② 市民文化の振興

施策③ 生涯スポーツの推進

施策④ 国際交流の推進

##### 政策2 教育の充実

施策① 社会教育の充実

施策② 学校教育の充実

施策③ 高等教育の充実

#### 将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

##### 政策1 商工業・サービス業の振興

###### 工業

###### ア 現状と課題

設備投資需要やI o T化の進展等による需要の高まりに伴い、近年、国内の製造品出荷額は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要の急減と生産活動の停止、サプライチェーンの寸断等により、日本経済は戦後最大の景気後退に陥りました。その後徐々に回復に転じましたが、同感染症拡大以前の状況には戻っていません。

本市においても、電子部品・デバイスや食料品部門が牽引し、近年の出荷額は増加傾向にありましたが、同感染症により大幅に業況が悪化し、その影響の長期化が懸念されています。

## イ 取組の方向

企業のニーズに応じて、融資あっせん制度や工場等の新增設に対する補助制度を柔軟に見直すとともに、資金繰りへの支援などにより、地元企業等の事業継続や雇用の維持を図ります。

また、生産性向上に向けた設備導入や産学官連携による付加価値の高い製品創出を促進するとともに、企業経営の専門家等による相談体制の充実を図り、経営基盤の強化を支援するほか、既存誘致企業やその本社・親会社を定期的に訪問し、企業ニーズを把握するとともに、設備投資など、事業の拡大を働きかけていきます。

## 企業誘致

### ア 現状と課題

米中貿易摩擦や消費税率引上げ等により企業業績が減速傾向にあった中、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの業種で企業活動が停滞しており、企業の事業環境は厳しい状況が続くと見込まれます。

国内の設備投資については、今後抑制傾向が続くことが想定される中、サプライチェーンの改革やデジタルトランスフォーメーションの推進、テレワークの普及・定着に対応した環境整備の促進など、感染症収束後を見据えて国内産業の回復・再生を図ることが求められています。

本市においても、既存誘致企業を中心に、大型の設備投資や雇用拡大の動きは慎重なものとなっており、市外企業の新規立地については、企業収益の悪化に加え、自治体間競争などを背景に、厳しい状況にあります。

## イ 取組の方向

加速している生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築、本社機能・開発部門等の地方分散化の動きを捉え、新規立地や事業拡大に向けた取組を推進します。

製造業では、本市が重点的に集積を進めてきた電子部品・デバ

イス、輸送機関連や医薬・医療機器関連等を中心に、生産開発拠点の新增設等を促進するとともに、若い世代の活躍が期待されるICT関連では、先進性・成長性の高い企業の新規誘致や、ニアショア業務等を行う誘致企業と市内企業の協業を促進し、本市のICT産業の集積を図ります。

また、首都圏企業等における事業継続計画等のリスク対策や、テレワーク、ワーケーション等の新しい働き方に対応した地方分散化のニーズを踏まえ、各種優遇制度の拡充を図りながら、県と連携し、企業誘致活動を積極的に進めます。

## 商業・サービス業

### ア 現状と課題

消費税率引上げによる消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるインターネット通信販売の拡大や「新しい生活様式」への対応等により、消費動向が大きく変化する中、本市の商業・サービス業を取り巻く環境は、これまでにない厳しい状況に置かれています。

特に、商店街においては、店主の高齢化や後継者不足、大型店や郊外店の展開などもあり、商店数や商品販売額の減少が進んでいます。また、国等が推進するキャッシュレス化や観光需要の取り込みなどにより、商店街を活性化させるため、ICT化への取組を促進することが課題となっています。

中心市街地では、融資あっせんや補助制度により、空き店舗や空きテナントへの出店が促されたことで商業集積に一定の効果が見られましたが、あきた芸術劇場のオープンなど秋田駅周辺の新たな動きを見据え、さらなるにぎわい創出が求められています。

### イ 取組の方向

商圈の変化に加え、ICTの進歩に伴い事業形態が大きく変容している中で、今後の商店街のあり方を検証し、従来からの補助や金融支援に加え、観光需要に対応した商店街のICT化や、空き店舗への出店に対し支援を行います。

また、商工団体や金融機関と連携しながら、補助制度やファンドの活用により、円滑な事業承継を支援します。

中心市街地においては、引き続き融資あっせんや補助制度により、空き店舗・空きテナントの活用に努め、県都としてのさらなるにぎわい創出を目指します。

## 中小企業経営

### ア 現状と課題

本市企業の99%を占める中小企業や、そのうち約8割の小規模事業者は、地域経済を支える重要な役割を担っていますが、人口減少等の進行による国内市場の縮小、グローバル化の進展による競争の激化等により、これらの事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

特に、財務基盤が脆弱な小規模事業者を中心に、事業主の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、今後、廃業の増加が懸念される状況となっているため、従業員や第三者による事業承継の促進が急務となっています。

また、新たな創業者の掘り起こしや起業後のフォローアップなども視野に入れた創業支援により、創業を目指す人材を育成していく必要があります。

### イ 取組の方向

本市の強みや特色などをいかしつつ、成長産業への進出や新事業の展開、新商品の開発、販路拡大などに積極的に取り組む中小企業等に対し、融資あっせん制度や相談体制の充実等により、事業発展や経営基盤強化を支援します。

また、中小企業が持つ技術とサービスの喪失を防ぐとともに、雇用を維持するため、関係機関と連携しながら事業承継の円滑化を促進します。

このほか、創業機運の醸成や起業家の育成・支援等により創業を促進するとともに、事業拡大に向けた支援などにより、新事業の創出促進を図ります。

## 雇用

### ア 現状と課題

少子高齢化や若年者の転出、産業の基盤となる熟練技術者の後継者不足など、労働力人口の減少が続く中、引き続き、人口減少社会に対応した労働力の確保が課題となっています。

また、令和2年3月卒の県内高校生・大学生等の県内就職割合は、高校生が15年ぶりに70%を超えたものの、大学生は32%にとどまっており、地元定着を一層促進する必要があります。

近年の緩やかな景気回復を受けて、ハローワーク秋田管内の有効求人倍率や新規学卒者の就職内定率は高い水準で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の縮小が、求人数の減少や離職者の増加等に波及していることから、雇用情勢を注視しながら、それらの課題に対応していく必要があります。

### イ 取組の方向

同感染症に伴う雇用対策として、市内企業の事業継続や雇用の維持を支援するとともに、事業縮小や廃業に伴う解雇等により、離職者が増加するおそれがあることから、離職者の再就職に向けた支援を強化します。

さらに、国・県との連携により、市内企業の雇用環境改善や人材の確保・育成を支援するとともに、求職者・非正規雇用者等のキャリアアップ支援の充実を図り、安定した雇用の拡大と質の向上に取り組めます。また、デジタル化の進展に対応した市内企業における人材の確保・育成の支援などを進めます。

このほか、若年者の地元定着を促進するため、雇用の場の確保に加えて、大学生と市内企業とのマッチング機会の拡大や大学・商工団体と連携した取組の拡充を図るとともに、女性の就業やキャリア形成、高齢者や障がい者の就業促進など、多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

## 貿易・物流

## ア 現状と課題

秋田港におけるコンテナ取扱量は、東日本大震災の代替需要を契機に増加し、その後も、企業のサプライチェーン確保への意識の高まりなどを背景に、堅調に推移してきました。

本市では、秋田港のさらなるコンテナ利用促進等に向け、コンテナ利用者に対する奨励金や海外販路開拓を図る企業への補助を行っています。また、新たな海外展開は低調であり、他港からのコンテナ利用移転も進んでいないことから、ここ数年の外貿コンテナ取扱量は、微増にとどまっています。

また、秋田産品の海外展開においても、日本酒や米に続く特色ある地場産品の開発や販路開拓・拡大には至っていない状況にあります。

このほか、卸売市場については、施設の老朽化が進行しているほか、コールドチェーン（低温物流）に対応していないなど、現代の流通形態や社会的ニーズに適切に対応することが困難な状況になりつつあります。

## イ 取組の方向

引き続き、秋田港の港湾機能の拡充に努めるとともに、県や貿易関連団体と協力し、コンテナ荷主奨励金の支援メニューの充実やポートセールス等により、新たな荷主の開拓や貿易参入を試みる企業の発掘に努めます。

また、電子商取引による海外展開など、新たな手法で海外との商取引に参入する企業に対して必要な支援策を講じるとともに、秋田産品の販路開拓や拡大を目指す企業に対しては、国内外の見本市や商談会等への出展機会の確保を図ります。

卸売市場については、今後も、市民に安全安心な生鮮食料品等を供給する役割を効果的に果たすため、再整備に向けた検討を進めます。

## 『政策1 商工業・サービス業の振興』のもと取り組む施策

### 施策① 企業立地・事業拡大の推進

施策② 企業の活性化の推進

施策③ 雇用の拡大と質の向上

施策④ 貿易と物流の拡大

## 政策2 農林水産業の振興

### 生産振興

#### ア 現状と課題

農林水産業は、人口減少を背景とした労働力の減少や従事者の高齢化が進んでおり、担い手不足が深刻化しています。

こうした中、農業においては、新規就農者数や農業法人数が増加傾向にあるなど、明るい兆しが見られる一方、高齢化等により離農者も増加しており、地域農業を支える意欲ある経営体の育成・確保が急務となっています。

また、主食用米の生産調整の廃止をはじめとする米政策の見直しや、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）等の発効による産地間競争の激化など、農業をめぐる情勢が大きく変化する中で、農業経営は厳しい状況に直面していることから、生産性の向上や園芸作物等との複合化、生産施設および農業基盤の整備をさらに推進していく必要があります。

林業においては、木材市況の低迷が続く中、今後、利用期を迎える森林が増加していくことから、適時適切な伐採、造林、保育等の施業の実施により、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となっています。

#### イ 取組の方向

消費市場や人材資源など都市部と隣接する立地条件をいかし、意欲ある多様な担い手の育成や複合型生産構造への転換を推進するとともに、大規模乾燥調製貯蔵施設等の設置、大区画ほ場や大規模園芸拠点の整備を促進するほか、ICT等先端技術の活用などにより、健全で持続的に発展する農林水産業の確立と安全で安心な食料の安定供給を目指します。

また、林業の持続的発展および森林の持つ多面的機能の発揮に

向け、森林経営管理制度の適切な運用により、計画的な森林整備を推進するとともに、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進します。

## 販売促進

### ア 現状と課題

農林水産物の需要低迷や販売価格の変動による農林漁業者の所得の減少など、わが国の農林漁業を取り巻く厳しい環境に対応するため、新たな付加価値を生み出す6次産業化の推進が求められています。

本市においては、6次産業化に取り組む事業者への積極的な支援により、実践者数が増加するなど一定の成果を上げていますが、経営規模の小さい事業者が多いほか、販路確保や商品開発などに課題を抱えている事業者もおり、それぞれの実情に合わせたきめ細かな支援を継続していく必要があります。

また、本市は、園芸作物や果樹、畜産など、多様な作物等の生産地となっていますが、首都圏をはじめとする消費地の市場では産地間競争が激しく、ブランドが確立されていない地域の産品は厳しい価格競争にさらされています。

そのため、本市農産品全体の価値の向上を図るとともに、確実にその価値を認識してもらうため、積極的な情報発信等の取組を包括的・戦略的に展開していくことが必要となっています。

### イ 取組の方向

農林漁業者の所得向上と地域の雇用拡大を図るため、6次産業化に向けた設備投資や商品開発、販路拡大などを支援するとともに、人材育成や、マッチング支援による農商工連携の促進など、6次産業化を総合的に推進し、アグリビジネスの活性化につなげます。

また、本市農産品等の魅力と知名度を高め、さらなる販売促進を図るため、事業者による展示会等への出展を支援するとともに、JAや周辺自治体と連携し、首都圏等におけるプロモーション活

動や情報の発信によるPRを行うほか、地元有望産品の商品開発や需要拡大に取り組み、ブランド力の向上に努めます。

## 農山村

### ア 現状と課題

農業生産基盤や道路、上下水道などの生活基盤の整備は進んでいますが、地域における農林業の担い手不足や住民の高齢化の急速な進行に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理が困難になるとともに、生産活動や集落機能の低下が懸念されています。

また、近年多発している局地的集中豪雨などにより、農林業施設の被災の頻度が増していることを踏まえ、山地災害の防止機能を有する森林の保全とともに、治山施設の整備を促進する必要があるほか、熊等の野生動物の出没が増加しているため、緩衝帯の役割を持つ里山を適正に管理する必要があります。

一方、地方への回帰意識の高まりや新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化により、首都圏等からの人の流れが増加することが予想されており、農山村地域にある多様な地域資源を有効活用した人を呼び込むための取組が求められています。

### イ 取組の方向

自然環境に配慮した農業生産基盤や生活基盤の整備を進めるとともに、農山村の持つ多面的機能の発揮に向けた取組への支援や農地集積等により、農業生産性の向上や生活環境の改善、集落機能の維持等を図るほか、老朽化した農業用ため池や治山施設の整備と里山の適正管理を促進し、人的被害や農地・山地被害の防止に努めます。

また、魅力ある体験プログラム等を通じて都市農村交流を促進するとともに、民間活力をいかしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図ります。

『政策2 農林水産業の振興』のもと取り組む施策

施策① 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

施策② 戦略的で多様なアグリビジネスの促進

施策③ 農山村地域の活性化と森林整備の推進

政策3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進

シティプロモーション

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、持続可能な社会の実現の原動力となるのは市民一人ひとりであることから、本市の魅力の整理や再発見などを通じて、まちへの「誇り」と「愛着」をはぐくみ、自らの住む地域に関わる当事者意識を醸成する必要があります。

また、行政だけでなく市民等が、ヒト、モノ、場所、暮らしの豊かさなど、本市の魅力を自ら内外に発信していくことが、交流人口の拡大と関係人口の創出などにもつながります。そのためには市職員への意識の浸透を図るとともに、市民、市民団体、企業等をパートナーとした取組の促進とまちに関わる当事者意識の醸成を図り、市民等自らが行う魅力的な情報発信により、まちの認知度とイメージの向上につなげていく必要があります。

イ 取組の方向

全庁一体となったシティプロモーション意識の醸成に向け、人口減少対策庁内連絡協議会による具体的取組の提案や情報共有など、全庁横断的な連携を進めます。

また、市民等と一体となった様々な活動を行う中で、自らの住む地域に関わる当事者意識を持った人を増やす仕組みをつくりながら、効果的な情報発信を行い、市民（定住人口）だけでなく市外の方（関係人口・交流人口）から「秋田市を好きになってもらう」ことを目指します。

観光

ア 現状と課題

観光客の志向は、大都市から地方、団体旅行から個人旅行、買物から体験型重視へ移行し、スマートフォンなどを活用した旅行スタイルへと変化してきています。

こうした中、観光客の需要を的確に捉えながら、引き続き、観光体験メニューの充実、二次交通網や多言語表記の整備、ICTの利活用など、魅力ある観光コンテンツの提供と受入体制の強化を図っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客やコンベンションは大幅に減少し、関連する事業者は深刻な状況にあります。国内外における感染症の状況を十分に見極めつつ、収束後の早期回復に向けた取組と体制づくりを行う必要があります。

#### イ 取組の方向

同感染症の状況を見極めつつ、観光客の需要を的確に捉え、県や関係市町村、民間団体と連携した取組を強化し、竿燈まつりなど魅力ある地域資源をいかしながら、クルーズ船誘致やインバウンド誘客、観光プロモーション、コンベンション誘致などを積極的に展開します。

加えて、同感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復にいち早く取り組むため、国や地域ごとの感染収束を見極めながら、地元・近隣への短距離観光やワーケーションなどの新たな需要への対応や、「新しい生活様式」のもとでの観光客の受入体制の整備に努めます。

#### まちのにぎわい

##### ア 現状と課題

にぎわいの核となる中心市街地では、歩行者通行量は減少傾向にあるものの、民間による各種施設の整備の進展のほか、長年にわたり下落が続いていた秋田駅西口商業地の地価が2年連続で上昇するなど、明るい兆しも見えてきており、さらなる活力の再生に向けて行政、地域、事業者が積極的ににぎわいの創出に取り組む必要があります。

クルーズ船誘致やインバウンド誘客、年間を通じたイベントの実施などによる中心市街地のにぎわい創出、地域資源である3つのトップスポーツクラブをいかしたにぎわい創出などに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントの開催は大きな制約を受けているほか、人々の行動の変容が求められるなど、今後のにぎわいの回復に向けた見通しが厳しい状況にあります。

## イ 取組の方向

中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として高次都市機能の集積を図りながら、中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、保戸野通町、川反地区を一体的な区域として、住み、集い、買物や公共施設の利用、散策など、市民や訪問者が愛着を持てる多機能空間として活性化を図るとともに、にぎわいの創出に努めます。

また、同感染症の影響により人々の移動や接触が制限されている中であっても、収束後に多くの人々を呼び込むことができるよう、本市ならではの魅力の磨き上げと情報発信、「新しい生活様式」のもとでの安全安心な受入環境の整備に努めます。

さらに、芸術文化ゾーンや千秋公園などの中心市街地の一体的なにぎわいの創出を進めます。

クルーズ船の寄港は、インバウンド誘客や交流人口の拡大に加え、経済波及効果が見込まれることから、引き続き誘致に向けた取組を進めます。

また、地元のトップスポーツクラブを応援することで、市民の連帯意識や地域に対する愛着を深めるとともに、スポーツの力をまちづくりにいかすため、スポーツ施設の充実・活用に努めます。

## 関係人口の創出・拡大

### ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行により、市の周辺部を中心に、地域づくりの担い手となる人材が不足し、伝統文化の継承や伝統行

事の継続、コミュニティの維持などが困難となることが懸念されます。

一方で、全国的には、地方に残された自然や様々な習俗に関心を持ち、自発的に地域のにぎわいづくりに貢献したいという若者を中心とした大都市から地方への新しい人の流れが生じていることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京一極集中や大都市の過密さがリスクや弱点として広く認識され、都市住民の地方への関心が高まっています。

こうした関心層を地域の担い手として確保することは、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流が新たな発見や価値を生み、地域経済の発展につながることを期待できます。

また、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた関係が、地方移住を決めるきっかけとなることが多く、移住の裾野拡大の観点からも、継続的に本市の住民や地域と多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図る取組を進める必要があります。

## イ 取組の方向

本市とつながりのある方はもとより、ゆかりのない方にも、本市の認知度を高め関心を持ってもらうための事業に取り組みながら、本市の豊かな自然や文化、教育環境などを活用した体験活動等の機会を提供し、本市と多様な形でつながりを持つ市外居住者の増加を目指します。

## 移住の促進

### ア 現状と課題

移住・定住促進の取組により、本市への移住者数は年々増加しているものの、依然として、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職による転出が社会減の大きな要因となっており、若者の地元定着やふるさと回帰が課題となっています。

一方、足下では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中や大都市の過密さがリスクや弱点として広く認識され、

東京圏の若い世代を中心に、都市住民の地方移住への関心が高まっており、県外からの移住を増やす取組を加速させる必要があります。

また、移住希望者を呼び込み、受け入れるためには、自らの住む地域に誇りや愛着を持った市民を増やすことが重要です。

#### イ 取組の方向

都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまちという本市の魅力を市内外へ戦略的にPRするとともに、その良さを実際に体験してもらうための取組を強化します。また、進学、就職等で転出した本市出身者のUターンや、市内の大学への進学等をきっかけに転入した若者の定着も含め、県外からの移住者を積極的に受け入れ、定着につなげられる環境の整備に引き続き努めます。

加えて、都市住民の意識・行動の変化に応じた施策の実施により、移住のさらなる促進に努めます。

### 『政策3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進』のもと取り組む施策

- 施策① シティプロモーションの推進
- 施策② 観光振興の推進
- 施策③ にぎわいの創出
- 施策④ スポーツの力をいかした地域活性化
- 施策⑤ 関係人口の創出・拡大
- 施策⑥ 移住の促進

### 将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

#### 政策1 環境との調和

##### 環境保全

#### ア 現状と課題

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然と伝統にはぐくまれた

歴史的・文化的環境が調和した美しいまちとして、秋田らしい恵み豊かな環境が保たれています。

一方で、世界や国内に目を向けると、大量消費による資源の枯渇、野生生物の生息・成育環境の悪化、日常生活に起因する環境への負荷や廃棄物問題など、環境に関する問題は多様かつ複雑化し、本市への影響も懸念されます。

#### イ 取組の方向

本市の恵まれた自然を次の世代に引き継ぐため、私たち一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、市が情報を共有し、協働で環境の保全および創造に関する様々な取組を進めます。

### 循環型社会

#### ア 現状と課題

本市を含む社会全体において、廃棄物処理に係る環境負荷、最終処分場の確保、処理経費の増大、処理過程で環境汚染が発生する危険性への対応、不法投棄による環境悪化といった課題が数多く残されています。

こうした課題に対応していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会、すなわち「循環型社会」の早急な構築が必要になっています。

とりわけ、大量の食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染は、地球規模での問題となっており、これらの発生抑制が喫緊の課題となっています。

#### イ 取組の方向

市民や事業者の協力のもと、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における廃棄物の発生抑制（リデュース）、使用済み製品等の再使用（リユース）に優先的に取り組み、その上で、排出される廃棄物については、徹底した再生利用（リサイクル）を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

## 脱炭素社会

### ア 現状と課題

人類の活動により大量に排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化は、地球規模の気候変動をもたらし、地球の生態系へ重大な影響が生じていることから、国および国際レベルで防止策や対応策が進められています。本市も、秋田市役所環境配慮行動計画および秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者と一体となって、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

### イ 取組の方向

政府による「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」との宣言を受け、本市においても、家庭や事業所における再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を促進するほか、使い捨て製品の抑制による廃棄物の削減やエコドライブ、エコオフィスの取組など、環境にやさしいライフスタイルやワークスタイルの推進に努め、脱炭素社会の構築を目指します。また、温室効果ガスの吸収源となる森林の整備や、恵まれた秋田の資源・エネルギーをいかした環境関連産業の育成・創出を図ることで、環境と経済の好循環を目指します。

#### 『政策1 環境との調和』のもと取り組む施策

- 施策① 環境保全の推進
- 施策② 循環型社会の推進
- 施策③ 脱炭素社会の推進

#### 政策2 都市基盤の確立

##### 市街地形成

### ア 現状と課題

本市は、人口減少の進行とともに、市街地の低密度化が進んでおり、この状態がさらに進んだ場合、インフラの維持・更新費など都市経営コストの増大とともに、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの低下が危惧さ

れます。

#### イ 取組の方向

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、市民が将来にわたり生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、都心・中心市街地を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として、都市機能や居住の誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指します。

### 景観形成と都市の緑

#### ア 現状と課題

太平山の裾野が見渡せる田園風景の美しい眺め、旭川が流れる城下町や街道の伝統を感じさせる既存市街地、緑化され整然とした新興住宅街など、良好な景観が形成されています。

都市の緑については、これまでの公園整備や緑化・保全活動により、一定の量を確保してきましたが、未だ整備が進んでいない地域もあります。また、近年では、レクリエーションの場としてだけでなく、地球温暖化対策や防災・減災など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割が変化してきています。

#### イ 取組の方向

豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした新たな「秋田らしさ」の創造に向け、市民、事業者および行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成を目指します。

また、都市の緑の量の確保に向けた取組を引き続き進めるとともに、緑の多機能性をいかし魅力を高める取組を、市民や事業者など多様な主体が関わりあいながら進め、緑豊かで心うるおう都市環境の形成を目指します。

## 住宅

### ア 現状と課題

住宅総数は減少傾向となっておりますが、戸建て住宅の割合や持ち家率は高い状況にあり、量的には充足している一方、人口が減少し、世帯数も減少に転じることが見込まれる中、空き家が増加していることなどから、社会情勢の変化に対応した住環境の整備が求められています。

住宅のバリアフリー化や耐震化は徐々に進んでいますが、誰もが安全安心に暮らせるよう、さらなる住宅の質の向上と災害等に強い住まいづくりを進める必要があります。また、建築物の中高層化による日照やプライバシーの問題など、近隣住民との調整を必要とする事例も見られます。

市営住宅等については、子育て世帯や高齢者世帯などの生活環境が整った立地にある住宅への入居要望が多くなっています。

### イ 取組の方向

住宅ストックの質の向上と有効活用を促進し、まちなかへの居住誘導を推進するなど、良好な住環境の形成を目指します。

また、市営住宅等については、計画的な更新や適切な維持管理を行うとともに、多様なニーズに応え、誰もが安心して住み続けられる環境の確保に努めます。

## 水道

### ア 現状と課題

普及率がほぼ100%となり、市民誰もが水道を利用できる環境になっているものの、老朽化した施設の更新や危機管理対策などが必要となっています。

また、人口減少やこれに伴う給水量の減少など、経営環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化が求められています。

### イ 取組の方向

効率的な事業経営のもと、老朽化した施設の更新や耐震化、ダウンサイジングなどの施設規模の適正化、危機管理対策の見直し

などを進め、安全でおいしい水の安定的な供給を目指します。

## 生活排水処理

### ア 現状と課題

公共下水道などによる汚水処理人口普及率は97%を超えたものの、水洗化率は90%と伸び率が鈍化しており、未接続世帯の水洗化率向上による公共用水域の水質保全が必要となっています。

また、施設の老朽化や危機管理対策に加え、人口や使用料収入の減少など、経営環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化が求められています。

### イ 取組の方向

効率的な事業経営のもと、未接続世帯の水洗化の促進、老朽化した施設の更新や長寿命化、危機管理対策の見直しなどを進め、快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を目指します。

## 道路整備

### ア 現状と課題

都市計画道路など骨格道路のネットワークの構築が遅れているほか、高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうなどの道路ストックの老朽化対策が急がれています。

### イ 取組の方向

市民生活と社会経済活動を支える骨格道路のネットワークの整備を引き続き推進するとともに、道路ストックの予防保全型の維持管理を計画的に行い、安全安心な道路の保全と長寿命化を推進します。

## 交通機能

### ア 現状と課題

市内には秋田港や秋田空港、秋田駅、高速道路のインターチェンジがそろっており、これらの交通拠点により人流・物流を広域的に結んでいます。

一方、鉄道やバスなどの公共交通については、人口減少・少子高齢化の進行に伴う利用者の減少により、交通事業は厳しい状況

が続いていますが、市民の移動手段として、一定のサービス水準を確保しながら、将来にわたって公共交通ネットワークを維持していく必要があります。

#### イ 取組の方向

陸・海・空の優れた広域交通機能を活用した、東北を代表する交流拠点となる求心力の高い魅力的なまちを目指します。

また、公共交通は、地域のニーズや特性に配慮した公共交通ネットワークの再構築やICTの活用を図るなど、市民の利便性の確保と効率性の両立を目指します。

### 情報通信環境

#### ア 現状と課題

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などの普及に伴い、インターネットを中心にICTが急速に進展し、快適で便利な市民生活を送る上で、その重要性が高まっています。行政の各分野においても、デジタル技術を活用した行政手続等の簡素化や行政運営の合理化が求められています。一方で、セキュリティの確保や情報通信環境に格差が生じている地域や市民もいることが課題になっています。

#### イ 取組の方向

新しいデジタル技術の導入・普及を促進し、より快適で便利な市民生活を目指すとともに、行政の各分野においても、ICTの積極的な導入と最適化を行い、行政手続のデジタル化を推進します。

また、セキュリティの確保に十分留意した上で、ICTの活用を図るとともに、情報通信環境の格差縮小に努めます。

### 『政策2 都市基盤の確立』のもと取り組む施策

施策① 秩序ある都市環境の形成

施策② 住宅環境の整備

施策③ 上下水道サービスの提供

施策④ 道路整備の推進

施策⑤ 公共交通の充実・確保

施策⑥ 情報通信技術の利活用

### 将来都市像 3 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

#### 政策 1 安全な生活の実現

##### 災害時の危機管理

###### ア 現状と課題

東日本大震災による地震と津波、また、近年の異常気象により、集中豪雨やこれに伴う土砂災害、河川の氾濫等の水害など、全国的に自然災害の被害が増加し、大規模化・複合化する傾向にあります。また、災害発生時の避難所運営においても感染症対策等の対応が求められています。

市民の生命や財産などを脅かす危機が増加している一方、地域の防災活動の要ともなる自主防災組織は、少子高齢化の進行やコミュニティ意識の希薄化などへの対応が必要となっています。

###### イ 取組の方向

大規模化・複合化する災害に対応するため、行政だけでなく、関係機関をはじめ、市民一人ひとりが、また企業などの事業者が、それぞれ自らの力で自らを災害から守り、相互に助けあい、自助・共助・公助の理念に基づき連携を図り、災害対応や協働による避難所運営の意識の醸成、災害や危機に対して迅速に対応できる体制の整備を進めます。

##### 健康危機管理

###### ア 現状と課題

生活環境がグローバルな変化を続ける中、食中毒や感染症など健康を脅かす健康危機の発生が危惧されます。

###### イ 取組の方向

健康危機の発生時には、被害を最小限にするよう、関係機関等から情報を収集し各種調査を実施するなど、的確な対応ができる

体制を構築します。

## 災害に強いまちづくり

### ア 現状と課題

市内には、木造住宅密集地や狭い幅員の生活道路、公園が少ない地域などがあり、緊急時における物資輸送路や避難経路、オープンスペースの確保のほか、河川の氾濫対策など、都市の防災機能面で十分な水準に達していない状況が見受けられます。

### イ 取組の方向

秋田市国土強靱化地域計画に基づき、無電柱化や治水対策の推進など、防災・減災に対応した都市機能の充実を図り、道路、公園、河川、下水道などの都市空間が有する多様性を活用した災害に強いまちを目指します。

## 雪に強いまち

### ア 現状と課題

これまで道路除排雪作業の主力を担ってきた経験豊富な建設業者が減少傾向にあるなど、雪対策を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

一方、地域においては、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などにより、屋根の雪下ろしや間口除雪など雪処理の担い手不足が課題となっています。

### イ 取組の方向

冬期における雪対策については、市民協働の推進や高齢者支援策などの充実を図るとともに、除排雪車両運行管理システムなどを活用した、市民への的確な情報提供と迅速かつ効果的な除排雪体制を強化することにより、安全で円滑な道路交通が確保された雪に強いまちを目指します。

## 防犯対策

### ア 現状と課題

市民による見守りやパトロールなど地域の安全安心につながる活動が活発に行われるようになった一方で、犯罪内容は多様化し、

その手口が悪質化、巧妙化しています。また、重大な犯罪につながりかねない不審者情報も多数あり、治安悪化に対する不安が大きくなっています。

#### イ 取組の方向

地域全体の治安を確保するため、警察、市、地域などが、各自の役割を果たしながら緊密に連携し、犯罪を抑止するための効果的な取組を行うことで、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

### 交通安全対策

#### ア 現状と課題

交通安全活動の取組により、交通事故の発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあるものの、発生件数に占める高齢者が起こした事故の割合が増加しています。

また、生活道路には幅員の狭い道路や見通しの悪い交差点が多く残っており、歩行者や自転車の交通環境は厳しい状況にあります。

#### イ 取組の方向

交通安全に対する意識啓発や交通安全運動の推進を図るとともに、道路や交通安全施設の整備などにより、すべての道路利用者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を目指します。

### 『政策1 安全な生活の実現』のもと取り組む施策

施策① 危機管理体制の確立

施策② 災害や雪に強いまちの確立

施策③ 防犯・交通安全体制の確立

### 政策2 安心して暮らせる毎日の実現

#### 消費・生活衛生環境

#### ア 現状と課題

消費生活におけるサービスの多様化等に伴い、インターネット関連、悪質商法等のトラブルや被害の内容が複雑化・多様化しています。

また、食生活を取り巻く環境の変化により、食品の安全に対する意識が高まっているほか、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、生活衛生関係施設の衛生確保や動物の適正飼養が求められています。

#### イ 取組の方向

トラブルの未然防止に向けた啓発活動、消費者教育の実施、相談体制の充実、適切な監視指導などにより、消費生活の安全安心の確保や生活衛生環境の維持向上に努めます。

### 食育

#### ア 現状と課題

「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、健康に暮らしていくための基本となるものですが、栄養の偏りや不規則な食事、地域の食文化の喪失などが見受けられており、「食」のあり方や地域食材の活用に対する関心が高まっています。

#### イ 取組の方向

生涯にわたって健康な心と身体をつくり、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、食育の推進に取り組みます。

### 保健・医療

#### ア 現状と課題

医学の進歩や生活環境の改善により平均寿命が延びる中で、食生活やライフスタイルの多様化とともに、喫煙や運動不足などによる生活習慣病が増加しています。また、がんは依然として死亡原因の第1位であり、がん対策も重要となっています。

自殺者数は減少傾向にありますが、自殺や精神障がいに対する社会の理解を深め、こころの健康づくりにさらに取り組んでいく必要があります。

#### イ 取組の方向

市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、心身ともに健康で、元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばすよう取り組みます。

### 火災・災害への対応

## ア 現状と課題

建物火災のうち住宅火災が過半数を占め、放火による火災も毎年発生しています。

また、全国的に住宅火災による死者のうち約7割が65歳以上の高齢者であり、これらを低減する取組が必要です。

さらに、近年は異常気象に伴う自然災害のほか、産業の多様化や都市形態の複雑化などから、特殊災害の発生が危惧されます。

## イ 取組の方向

火災予防対策の強化と消防力の充実により、火災や災害による被害の少ない社会を構築し、市民の安全確保に取り組めます。

## 救急体制

### ア 現状と課題

超高齢社会を迎え、高齢者の搬送割合の上昇などを背景に、救急出動件数は増加しています。

一方、AEDを積極的に設置したことや救命講習修了者が延べ29万人を超えたことなどにより、救命に対する市民の意識は向上しており、応急手当の実施率が高まっています。

### イ 取組の方向

救急需要増大への対応、市民による応急手当が恒常的に実践される社会形成およびメディカルコントロール体制の充実強化など、より迅速で質の高い救急体制の構築を目指します。

## 社会保障制度

### ア 現状と課題

2025年にはいわゆる団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となるなど、今後、医療や介護サービスの需要の増加が予想されます。

本市においては、国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数はさらに減少すると見込まれる一方、医療の高度化や高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費が増加しており、給付費はほぼ横ばいに推移すると見

込まれます。保険税の収納率は上昇しているものの、被保険者数の減少と所得水準が伸びていないことから収納額は年々減少しており、運営が厳しい状況にあります。

また、介護保険制度は、介護保険サービスを必要とする方の増加に伴い、介護保険から給付される費用が年々増加していくことが予想されます。

さらに、生活保護制度は、高齢者世帯が増加するとともに、医療扶助費が増加していくことが見込まれます。

#### イ 取組の方向

適切な社会保障制度の運営により、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送り、安心して医療・介護のサービスを受けられる社会を目指します。

#### 『政策2 安心して暮らせる毎日の実現』のもと取り組む施策

施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保

施策② 食育の推進

施策③ 保健・医療体制の充実

施策④ 消防・救急体制の充実

施策⑤ 社会保障制度の確保

#### 将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

家族の絆・地域の絆・人と人との絆のもと、すべての市民が主人公として尊重され、充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

#### 政策1 家族や地域を支える絆づくり

##### 家族と地域

##### ア 現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や助けあいなど、人と人とのつながりが希薄になる傾向にあります。

##### イ 取組の方向

支えあい助けあう相互扶助の心をはぐくみ、人と人との強い絆の大切さを、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広げていく社会の形成を目指します。

## 男女共生

### ア 現状と課題

これまでの取組や法制度の整備により、男女共生についての意識は浸透してきていますが、家庭や職場、地域活動などの場において、性別役割分担に関する社会通念や慣行の見直しについて、さらに理解を深める必要があります。

また、その人なりの特性や状況の違いに目を向け、偏見や差別をなくすための意識の醸成が必要です。

### イ 取組の方向

性別だけでなく、年齢、身体状況、国籍、L G B T Q等の性的マイノリティなどの多様性を受け入れ、認めあい、誰もがお互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の形成を目指します。

## 『政策1 家族や地域を支える絆づくり』のもと取り組む施策

### 施策① 家族・地域の絆づくりの推進

### 施策② 男女共生社会の確立

## 政策2 地域福祉の充実

### 地域福祉

#### ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行に伴って、地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行しており、地域福祉を担う人づくりや支えあいの地域づくりなどに一層取り組む必要があります。

#### イ 取組の方向

地域福祉の推進のため、一体的かつ重層的な支援体制を整備するとともに、住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、みんなで支えあいながら、地域をともにつくっていく地域

共生社会を目指します。

## 障がい者福祉

### ア 現状と課題

障がい者が自立した生活を営む上での社会的障壁の除去や、社会参加の機会の確保が十分ではないことから、障がい者はその活動を制限され、結果的に日常生活や社会生活において制約を受けることがあります。「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、共生社会の実現に向けて継続して取り組んでいく必要があります。

### イ 取組の方向

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できるまちを目指します。

## 高齢者福祉

### ア 現状と課題

本市の人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超えており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあるほか、2025年には、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となるなど、介護および福祉サービスへのニーズはますます高まるものと考えられます。

また、年齢を重ねても自分らしく生きがいを持ち続けながら生活することは、健康長寿につながることから、高齢者の豊かな経験や知識、意欲をいかした取組を進めることが重要となっています。

### イ 取組の方向

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援などに関する様々な専門機関および職種が連携し、高齢者の暮らしを包括的に支える地域包括ケアを推進します。

また、高齢者自らの生きがいづくりと社会参加を促進し、社会の支え手としての役割を担い活躍できるエイジフレンドリーシテ

ィ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指します。

『政策2 地域福祉の充実』のもと取り組む施策

施策① 地域福祉の推進

施策② 障がい者福祉の充実

施策③ 高齢者福祉の充実

政策3 次代を担う子どもの育成

子ども・子育て

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域での人と人とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、育児や子育てに対する孤立感や負担感に加え、児童虐待や貧困、養育困難家庭の増加、子どもたちが遊びを通じてともに成長する機会の不足など、子どもが健やかに成長する上で様々な課題が生じています。

こうした中、子育て家庭における様々なニーズや悩みに対応するとともに、「未来への希望」「社会の宝」である一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、社会全体で子ども・子育て支援に取り組んでいくことが求められています。

イ 取組の方向

子どもと子育て家庭を社会全体で支援することで、安心して子どもを産み育てることができ、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちを目指します。

若い世代

ア 現状と課題

深刻さを増す少子化は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態につながるおそれがあります。

少子化の要因として影響が大きい未婚化・晩婚化の背景には、若い世代における経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、一人ひとりの結婚や出産、子育て

の希望の実現を阻む様々な課題があり、家族を持つことや子どもを生み育てることの喜び、楽しさを実感できる環境と社会づくりが急務となっています。

#### イ 取組の方向

若者の自立を支援し、生活との調和のとれた働き方を実現することで、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う若者の希望が実現できるまちを目指します。

#### 『政策3 次代を担う子どもの育成』のもと取り組む施策

施策① 子ども・子育て環境の充実

施策② 若い世代の育成支援

#### 政策4 市民の主体的な活動の推進

##### 地域の自治活動

#### ア 現状と課題

町内会や自治会などは地域の自治活動の中心的役割を担っていますが、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化などにより、加入率の低下や担い手不足などの問題を抱え、共同体としての機能の維持、活動の活性化に苦慮している傾向にあります。

一方、住民が地域のまちづくりの方向性などについて話しあい、住民主体の特色あるまちづくりに取り組み始めた地域もあります。

#### イ 取組の方向

住民一人ひとりがまちづくりに関わり、地域課題の解決や魅力的なまちづくりに主体的に取り組む社会を目指します。

##### 市民活動

#### ア 現状と課題

NPOやボランティアなどによる市民主体のまちづくり活動が広がり、複雑多様化する社会の担い手の一つとして浸透してきています。

こうした中、市民活動に関心のある市民は4割を超えていますが、参加割合は依然として低いことから、参加機会の創出や関心を高める取組が必要です。

## イ 取組の方向

市民主体のまちづくり活動を促進するために、市民が公共的活動に参画しやすい環境づくりを推進し、市民協働によるまちづくりを目指します。

### 『政策4 市民の主体的な活動の推進』のもと取り組む施策

施策① 市民による地域づくりの推進

施策② 市民活動の促進

## 将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

### 政策1 文化の創造

#### 文化財

##### ア 現状と課題

豊かな自然に恵まれた本市には、貴重な文化財が数多く残っており、重要な地域資源として大切に保存し、公開・活用されています。

一方、経年劣化や担い手不足などにより、文化財の適正な保存・活用に様々な課題が生じていることから、地域全体で文化財を守り活用していくネットワークを構築する必要があります。

##### イ 取組の方向

地域に根ざした文化財の調査を進め、社会状況の変化等を踏まえた保存・継承のための取組を進めるとともに、貴重な地域資源として有効活用を図ることで、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します。

#### 芸術・文化

##### ア 現状と課題

秋田ならではの文化事業の実施や新たな文化施設の整備などにより、市民の芸術文化に対する関心が高まりつつあり、自主的な

活動が広がりを見せるとともに、幅広い市民や団体の連携による芸術文化をいかしたまちづくりが進められています。

一方、新型コロナウイルス感染症により、多くの公演や発表会が中止になるなど、市民の文化活動に大きな影響が生じています。

#### イ 取組の方向

市民が自主的な芸術文化活動に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、「新しい生活様式」のもと、文化団体等が活動を継続できるよう支援に努めます。

また、市民一人ひとりの創造力をいかし、文化が持つ力により、心に豊かさとうるおいをもたらす社会を目指します。

### 生涯スポーツ

#### ア 現状と課題

市民の健康志向の高まりや余暇時間の増加に伴い、気軽にスポーツに親しみながら、心身ともに健康な生活を送ることができる、豊かなスポーツライフを実現したいという意識が高まってきています。

この実現に向けて、ライフステージに応じた多様なニーズへの対応と新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたスポーツ振興に取り組む必要があります。

#### イ 取組の方向

市民がそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、市民一人ひとりが、「新しい生活様式」のもと、主体的にスポーツ活動を楽しみながら、生涯にわたり、健康や生きがいづくりに取り組める環境づくりを進めます。

### 国際交流

#### ア 現状と課題

本市は、友好姉妹都市提携等をしている海外の各都市と、行政、教育、芸術文化、スポーツ、医療、経済など様々な分野での交流

を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、直接往来する交流については実施が難しい状況にあります。

また、わが国の外国人材の受入推進施策等に伴い、外国人住民の増加傾向が続いていましたが、同感染症の影響により微減となっています。

グローバル化の進展により、世界情勢の変化が直接・間接的に市民生活に与える影響が大きくなっていく中、こうした状況の変化に対応した国際交流施策、多文化共生施策を進めていく必要があります。

#### イ 取組の方向

各都市の特性や地域性をいかした特色ある交流の実施に努めることを基本とし、世界的な疾病の流行等により直接の往来が困難な場合は、ICTを活用した代替交流方法を検討するなど、柔軟な対応に努めます。

また、市民が世界の多様な文化や習慣を持つ人々と相互に理解する機会を増やし、国際意識や平和意識の高揚を図りながら、多文化共生のまちを目指します。

#### 『政策1 文化の創造』のもと取り組む施策

施策① 文化財の保存と活用

施策② 市民文化の振興

施策③ 生涯スポーツの推進

施策④ 国際交流の推進

#### 政策2 教育の充実

##### 社会教育

##### ア 現状と課題

自らの個性を発揮し、能力を高め、生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学びたいという市民の学習意欲が高まるとともに、学習ニーズが高度化・多様化しています。また、学習した成果を主体的に社会にいかすことが求められています。

## イ 取組の方向

学習環境の変化やライフステージに応じた様々な学習機会を通して、多くの市民がともに学び、学ぶ楽しさを実感できるようにするとともに、学んだ成果を、人づくり、つながりづくり、地域づくりに結びつけることにより、持続可能な活力ある社会の実現を目指します。

## 学校教育

### ア 現状と課題

少子化の進行、A I等の科学技術やグローバル化の進展、価値観の多様化、「新しい生活様式」への対応など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、変化を前向きに受けとめ、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切り拓くとともに、様々な人と協働しながら課題を解決していく人材の育成が求められています。

## イ 取組の方向

「徳」「知」「体」をバランスよくはぐくむ学校教育を通して、志を持って主体的に新たな価値を創造し、予測困難な未来を切り拓く「自立」の力と、多様な価値観を互いに認めあい、協働して社会を創造する「共生」の力を育成することを目指します。

## 高等教育

### ア 現状と課題

18歳人口の減少などにより、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなる一方、時代に適応した教育の高度化・専門化に加え、地域や企業等との連携による新たな価値の創造やまちづくり、学問、技術・文化等の拠点としての役割を強化することが求められています。

## イ 取組の方向

高等教育機関がより豊かな教養と深い専門性を身につけ、地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、情報発信力を高めるとともに、効率的かつ安定した経営ができるよう支援します。

また、高等教育機関が蓄積する高度な知的資源を、地域産業の発展や文化の振興などにかせるよう連携を進めます。

#### 『政策2 教育の充実』のもと取り組む施策

施策① 社会教育の充実

施策② 学校教育の充実

施策③ 高等教育の充実

### 第4 総合計画推進のために

#### 1 計画推進体制の構築

基本理念の実現に向け、行政サービスの向上と行政経営の確立により総合計画を推進する体制の整備を進めます。

行政サービスの向上では、窓口における市民満足度の向上、身近な場所でのサービス提供機会の充実などの市民の利便性向上につながる体制の構築を、また、行政経営の確立では、効率的かつ効果的な行政経営システムおよび行財政改革を推進する体制の構築を目指します。

#### 2 計画推進にあたっての視点

基本理念の実現に向け、次の6つの視点に基づき、基本構想に掲げる各取組を進めます。

この6つの視点は、今後の本市の経営資源を最大限にいかしながら、市民と一緒にまちづくりを進めていくため、常に意識していくとともに、推進計画における事務事業の企画立案、実施、評価にあたり、留意していくべきものです。

##### (1) 行政のデジタル化の推進

本市では、行政の各分野においてICTやAIをはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、行政手続の簡素化や行政運営の効率化などによる業務改革を進め、市民の利便性の向上に努めます。

##### (2) 行財政改革

本市では、人口減少・少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、持続可能な行財政運営を実現するため、

「経営資源の最適配分の実現」「市民協働による地域・社会課題の解決」「官民連携による行政運営の確立」に取り組み、さらなる市

民サービスの向上に努めます。

### (3) 地方分権改革への対応

本市では、住民に最も身近な基礎自治体を重視した地方分権改革の進展に伴って、市民の期待に応えられる体制を構築します。また、地方自治の本旨に基づく団体自治の理念のもと、制度改革に対応した責任ある政策形成ができるよう、人材育成と組織整備に努めます。

### (4) 市民協働

本市では、市民自らが主体となり「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」住民自治の理念のもと、都市内地域分権の一層の定着を図るとともに、市民の参加と協働によるまちづくりの推進に努めます。また、地域・社会課題の解決に向け、市民、NPO、企業、高等教育機関等の多様な主体が公共を支える市民協働に取り組み、未来の公共をともに創造していくことに努めます。

### (5) シビックプライド（まちへの誇りと当事者意識）の醸成

本市では、まちを元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力は市民一人ひとりであるとの認識のもと、市民のまちづくりに関わる機会の拡大、本市の豊かさ・魅力の掘り起こしや発信等を通じて、市民がまちへの愛着や誇りを感じ、このまちをより良くするために関わる当事者意識「シビックプライド」の醸成に努めるとともに、市職員への意識の浸透を図ります。

### (6) 家族・地域の絆づくり

本市では、人と人とのつながりや絆を大切にする心をはぐくみ、市民が互いを尊重しあいながら、自助・共助が促進されるように努めます。また、地域福祉や次代を担う子どもの育成など、それぞれの分野が連携し、地域のコミュニティや世代間交流を推進し、家族や地域全体が支えあう元気な社会の形成に努めます。

## 第5 創生戦略

### 戦略設定の趣旨

#### ア 普段の暮らしにある「心の豊かさ」

経済活動上の効率性や合理性などから、これまで、大都市への人やモノの集中が進んできましたが、コロナ禍により、東京一極集中や大都市の過密さがリスクや弱点として広く認識されるようになり、社会のあり方や人々の生き方、価値観に大きな変化が生じています。

秋田で暮らす私たちにとっても、「地方で生きる」ことの価値と意義を改めて捉え直す、大きな転機です。

充実した日々の営み、静かな生活環境、身近にある豊かな自然、旬の食べ物など四季を感じる暮らし、人と人との適度な距離感やつながり、地域の営みや歴史に根ざした文化。

地方都市の普段の暮らしがもたらす「心豊かな暮らし」は、私たちにとって、まちに対する愛着の源泉であり、大都市で暮らす人々にとっては、「生活の質」を高める大きな魅力として、地方回帰のきっかけとなるものです。

#### イ 「心豊かな暮らし」を支える「社会基盤」

同時に、「心豊かな暮らし」を実感するためには、日々の暮らしを支えるしっかりとした土台を固めることが重要です。

安定した仕事や収入、安全・安心、子育てしやすい環境、健康長寿、充実した公共交通、そして、「新しい生活様式」を支えるICTなどの先端技術。

人口減少下にあっても持続可能な「社会基盤」が不可欠です。

#### ウ 豊かさの実感に向けた戦略

「心豊かな暮らし」とそれを支える「社会基盤」。「地方で生きる」うえでは、そのバランスが大切と考えます。

地方の中核都市である本市には、適度な水準でそのバランスをとることができる長所があります。長所をいかし、伸ばすことを通じて、市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感し、「このまちで生きる」ことに幸せと誇りを感じ、都市としての魅力を高めていくことが肝要です。

このことを念頭に置き、本市の経営資源を一体的かつ集中的に投入する分野として、

『先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり』

『芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上』

『未来につなぐ環境立市あきたの推進』

『子どもを生き育てやすい社会づくり』

『いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり』

の5分野を創生戦略に設定するものです。

～「大都市」から「地方」へ。「地方で生きる」を「このまちで生きる」へ～

私たちのまちを、ともに「創」り、ともに「生」きるための「創生戦略」です。

## 戦略1 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり

(戦略設定の背景)

人口減少が進む中、産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高める大きな力となります。

市内企業の大多数を占める中小企業の発展により、さらなる経済活性化や雇用創出が期待されることから、意欲ある中小企業の新分野進出や事業拡大、生産性の向上を支援するとともに、新たなビジネスの創出や起業家の育成などに取り組む必要があります。

また、東アジアやロシア沿海地方に近接する地理的優位性や、これまでの産業集積等の資源をいかしながら、貿易と物流の活発化を図るとともに、重点的に集積を進めている電子部品・デバイス、輸送機関連等に加え、今後の大きな成長が見込まれるICT分野での先端企業の誘致、既存企業の事業拡大につなげる必要があります。

農業分野では、生産拡大と農家の経営安定化に向け、効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るとともに、6次産業化や農商工連携による農畜産物の高付加価値化、ICT等先端技術の活用による生産性向上などを推進していく必要があります。

こうした取組により、本市の持つ潜在力をいかしながら地域産業の振興を図り、経済活動の活性化と雇用の質の向上につなげることが求められています。

さらには、今後のまちづくりのモデルとして、民間との協働により、先端技術を活用し、スマート農業などの産業分野と、観光、スポーツ、環境、防災などの分野と一体的に展開することで、人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域の課題解決につなげていく必要があります。

(戦略が目指すもの)

企業活動の活性化と新たな経済活動の創出  
しごとの創出と質の向上

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 地域の強みをいかした産業の育成・創出
- 2 都市と共生する活力ある農業の実現
- 3 正規雇用拡大等による雇用の質の向上
- 4 秋田港をいかした環日本海貿易の促進
- 5 先端技術を活用した地域の活性化

## 戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

(戦略設定の背景)

コロナ禍にあって、私たちは、改めて芸術文化が与えるうるおいやスポーツが呼び起こす感動、観光資源が放つ多彩な魅力などが、いかに人々の心に元気を与えてきたか気づかされました。

私たちは、このことを心にとどめながら、地域の営みや歴史に根ざした文化を享受し、受け継ぐとともに、自らも、新たな文化の創造を担っていくことが求められます。

見る。聞く。触れる。味わう。薫る。五感を刺激する本市の魅力を引き続き、芸術文化、スポーツ、観光の視点から磨き上げ、交流人口の拡大を図るとともに、市民がいきいきと暮らす魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市の新たな魅力の発掘にさらに力を注ぎ、都市のイメージアップを図るとともに、「新しい生活様式」のもとで、人の流れをつくる取組を継続し、にぎわいの回復とまちの活性化を推進することが求められています。

(戦略が目指すもの)

地域資源をいかした感動に出会えるまちづくり  
交流人口増加による経済活動の活性化  
新しい価値を生み出す文化創造のまちづくり

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 芸術文化の香り高いまちづくりと中心市街地活性化
- 2 トップスポーツへの支援
- 3 観光振興とセールス・プロモーションの強化

### 戦略3 未来につなぐ環境立市あきたの推進

(戦略設定の背景)

政府は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」との宣言を行い、その実現に向けた方策として、電源構成における再生可能エネルギーの割合を大幅に増やすことが予想されます。

こうした中、本市では、安定した風況や市域の70%を占める森林など、豊富なバイオマス資源等を背景に、様々な再生可能エネルギー施設が民間を中心に設置されており、現在も港湾洋上風力発電など、国をリードするプロジェクトが進められています。

こうした恵まれた秋田の資源・エネルギーをいかし、環境と経済の好循環による便利で活力のある暮らしを実現するためには、環境関連産業の創出による地域経済の活性化や、温室効果ガスの吸収源となる森林の整備、環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの創出）などを進め、内外にPRする必要があります。

また、市、事業者、市民が適切な役割分担のもと、環境への負荷の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」という心をはぐくみ、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、持続可能な未来に向けた循環型社会の実現を図る必要があります。

(戦略が目指すもの)

地域の環境特性を踏まえたライフスタイルの創造  
環境関連技術を活力とした地域活性化

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 豊かな自然をいかした環境共生スタイルの創出
- 2 温室効果ガスの排出抑制によるゼロカーボンの推進
- 3 市・事業者・市民の協働による循環型社会の構築

#### 戦略4 子どもを生き育てやすい社会づくり

(戦略設定の背景)

子どもは、いつの時代も、一人ひとりがかげがえのない存在であり、「未来への希望」「社会の宝」ですが、多くの自治体と同様に本市も人口減少や少子化が進行し、都市の持続的な発展を妨げる大きな課題に直面しています。

その背景には、未婚化・晩婚化の進行に加え、仕事と子育ての両立の難しさや子育てに対する不安感や負担感があります。こうした課題を取り除き、子育て家庭が、安心して子育ての喜びや楽しさを実感できるようにすること、そして、次代を担う子どもが健やかに育ち、若い世代が将来にわたる展望を描き、希望をかなえられるようにすることが、今を生きる私たちの大きな責務です。

市民の結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望を実現することは、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐための基盤となります。

就労、出会い、結婚、妊娠・出産、そして子育てと、ライフステージに合わせた施策を切れ目なく展開し、子どもを生き育てやすい社会を構築していくことが求められています。

(戦略が目指すもの)

- 子どもを安心して生き育てやすい環境づくり
- 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 支えあいによる子ども・子育て家庭への支援
- 2 安心して子育てできる環境の整備
- 3 若い世代の希望の実現

#### 戦略5 いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

(戦略設定の背景)

本市の人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超えており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあるほか、2025年には、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となるなど、介護および福祉サービスへのニーズはますます高まるものと考えられます。

こうした中、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと幸せに暮らすためには、健康寿命を延ばしていくことが必要であり、元気な秋田市づくりの根本になるものです。

高齢者が支えられるだけでなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向け、引き続き「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に取り組んでいく必要があります。

また、公共交通に関しては、利用者の減少が進み、交通事業が厳しい状況に置かれている中、高齢者に限らず、誰もが日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠な移動を円滑に行うことができる交通手段の確保と維持が求められています。地域のニーズや特性に配慮し、ICTなども活用しながら、市民の利便性の確保と効率性を両立させていく必要があります。

高齢者や障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰もが安全安心に暮らせる健康長寿社会をつくるため、社会基盤の整備、生涯を通じた健康づくり、地域コミュニティでの高齢者の活躍の場の創出など、様々な取組が求められています。

（戦略が目指すもの）

市民の幸せの基盤となる健康・長寿の実現

高齢者が輝ける地域社会の実現

誰もが円滑に移動できる交通体系の実現

（重点プログラム【実現のための方策】）

- 1 生涯を通じた健康づくりと生きがいづくりの推進
- 2 高齢者の多様な能力の活用
- 3 バリアフリー化の推進
- 4 将来にわたり持続可能な公共交通の実現

## 5 多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりの推進



議案第31号

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する件

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を次のように廃止する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する条例

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例（平成17年秋田市条例第14号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

緑あふれるまちづくり基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。



## 議案第32号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第10号ア中「いう。以下同じ。）（」を「いい、」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号において」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の見出しおよび3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

21 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、同項第10号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をい

い、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

22 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

23 第21項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

介護保険法施行令の一部改正（令和2年政令第381号）等に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率等を定めるため、改正しようとするものである。

議案第33号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第276条」の次に「・第277条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由

に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  
第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第62条中「第31条」を「第31条の2」に、「、第37条（第5項および第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項および第6項を除く。）」に改める。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、

居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を

除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第107条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めな

ればならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第112条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条」を「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号」に改める。

第114条中「第26条、第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「および第33条」を「、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号」に、「および第107条第3項」を「、第107条第3項および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」に改める。

第134条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第38条」を「第39条の2」に改め、「第106条」と、「」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第142条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第143条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およ

びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的を実施すること。

第145条中「第27条」の次に「、第31条の2」を、「第107条第3項」の次に「および第4項」を加える。

第147条第1項第1号から第5号までの規定中「1人」を「1」に改め、同条第5項中「ならびに」を「のうち1人以上および」に、「および看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合は、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第150条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」および「」という。）」を削る。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」を加える。

第170条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「、第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第33条第1項中」に改め、「をいう。））」と、「」の次に「同項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」および「」という。））」を削り、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号お

よび第3号」を加える。

第182条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第187条中「、第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項および第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項および第6項ならびに第38条第2項を除く。）」に、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」を加える。

第200条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項」を加え、「第151条第1項」を「第143条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項」に改める。

第212条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第232条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に、「読み替える」を「、第110条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改め、「の従業者」と」の次に

「、第110条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第264条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項および第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条ま

で（第37条第5項および第6項を除く。）」に、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第275条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号および第3号ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「第32条中」を「第32条第1項中」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条を第277条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第276条 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）および第223条第1項（第247条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、

交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第29条（新条例第41条の3および第46条において準用する場合を含む。）、第39条の2（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）、第56条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条、第95条、第106条（新条例第114条および第134条において準用する場合を含む。）、第142条、第163条（新条例第180条の3および第187条において準用する場合を含む。）、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条および第256条（新条例第264条および第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項および新条例第39条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第29条、第56条、第76条、第86条、第95条、第106条、第142条、第163条、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条および第256条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置

に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第3項（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条および第275条において準用する場合を含む。）、第110条第2項（新条例第114条、第134条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第236条および第247条において準用する場合を含む。）、第143条第2項（新条例第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）および第259条第6項（新条例第264条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第56条の2第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第107条第3項（新条例第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条および第203条において準用する場合を含む。）、第178条第4項、第213条第4項および第232条第4項（新条例第247条において準用する場合を含む。）

む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 当分の間、新条例第170条第6項第1号アの(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新条例第147条第1項第3号および第178条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第170条第6項第1号アの(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第34号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第266条」の次に「・第267条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。  
第54条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第54条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第54条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第54条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第54条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第54条の10の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第54条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、

介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第62条中「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第50条の13」を「第50条の13第1項」に改める。

第72条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第72条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第72条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第74条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改める。

第82条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「および第68条」を

「、第68条および第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「「設備、備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第86条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第91条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第93条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「および第68条」を「、第68条および第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「「設備、備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方

針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第120条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第120条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第120条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第120条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練

の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第121条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第123条中「第51条の3」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改める。

第129条第1項第1号から第5号までの規定中「1人」を「1」に改め、同条第5項中「ならびに」を「のうち1人以上および」に、「および看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合は、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第132条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に

改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」および「」という。）」を削る。

第138条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第139条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第142条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」に、「第120条の2第3項」を「同項中「第54条」とあるのは「第138条」と、第120条の2第3項および第4項」に改める。

第153条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

第156条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第157条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第157条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第54条の4第1項中」に改め、「第138条」と、「」の次に「同項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」および「」という。））」を削り、「第120条の2第3項」の次に「および第4項」を加え、「および第137条」を「、第137条ならびに第139条の2第2項第1号および第3号」に改める。

第166条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第171条中「、第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項および第6項を除く。）、第54条の9から

第54条の11まで」を「第54条の11まで（第54条の8第5項および第6項ならびに第54条の9第2項を除く。）」に、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」に、「第120条の2第3項」を「同項中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、第120条の2第3項および第4項」に改める。

第178条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第120条の2第3項」の次に「および第4項ならびに第121条第2項第1号および第3号」を加え、「第133条中」を「第133条第1項中」に改める。

第193条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第194条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第211条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第212条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「139条の2」を「第139条の2」に、「および第54条の4」を「、第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「第212条」との次に「、第139条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第231条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第234条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を、「第52条」の次に「、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に、「第209条第2項」を「第139条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第209条第2項」に改める。

第242条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第245条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第246条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第248条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、「」の次に「同項、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号

中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第253条中「第54条の5から第54条の7まで、第54条の8（第5項および第6項を除く。）、第54条の9から第54条の11まで」を「第54条の2の2、第54条の5から第54条の11まで（第54条の8第5項および第6項を除く。）」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、」の次に「同項、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第262条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、」の次に「同項、第54条の2の2第2項、第54条の3第3項第1号および第3号ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第266条を第267条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第266条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第50条の5第1項（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）および第209条

第1項（第234条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第54条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第54条の10の2（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条（新条例第164条の3および第171条において準用する場合を含む。）、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条および第242条（新条例第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用に

については、同項および新条例第54条の10の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第54条、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条および第242条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の2第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（新条例第142条、第164条の3、第171条および第181条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第194条第4項および第213条第4項（新条例第234条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の2の2（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第54条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の3第3項（新条例第62条、第74条、第84条、第93条および第262条において準用する場合を含む。）、第121条第2項（新条例第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第139

条の2第2項（新条例第159条、第164条の3、第171条、第217条および第234条において準用する場合を含む。）および第245条第6項（新条例第253条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 当分の間、新条例第153条第6項第1号アの(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第129条第1項第3号および第157条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第153条第6項第1号アの(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

指定介護予防サービス等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第35号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項ただし書および第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第10項中「サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例）」を「サテライト型居住施設（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例

第75号)」に、「本体施設（指定地域密着型サービス基準条例）」を「本体施設（同条例）」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係

を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「および」を「又は」に改める。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第55条 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）および第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条

例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第28条、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）、第44条第3項および第51条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第40条の2および第44条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第28条および第51条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項および第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

9 当分の間、新条例第45条第1項第1号アの(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第4条第1項第3号アおよび第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているも

のを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第45条第1項第1号アの(ウ)のbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

指定介護老人福祉施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第6項および第7項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イの(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する

観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第4項第1号イの(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を

除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))および第12条第1項(前条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第28条、第39条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）、第43条第3項および第50条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第39条の2および第43条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第28条および第50条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

### (栄養管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

### (口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

### (認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項および第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護老人保健施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第37号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第204条」の次に「・第205条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号および」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4

号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号および」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生又はまん延を防

止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を

図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業

所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「、第41条および第42条」を「および第41条から第42条まで」に、「第34条第1項および第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的を実施すること。

第60条の17第1項中「協議会（」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条ま

で」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に、「および第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「次項」を「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。次項」に改める。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改め、「第60条の13第3項」の次に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「又は」を「もしくは」に改め、「できる」の次に「ものとし、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事しても差し支えない」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指

定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第111条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を

加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあつては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、

「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第

4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「もしくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第159条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理）

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第

2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第1項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第192条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13中」を「第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中」に改める。

第204条を第205条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第32条、第41条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条

の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）、第56条、第60条の12（新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新条例第203条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第169条および第187条の規定の適用については、同項および新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第32条、第56条、第60条の12、第60条の34、第74条、第101条、第123条、第146条、第169条および第187条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第33条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第60条において準用する場合を含む。）および第60条の16第2項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条および第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条および第203条にお

いて準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項および第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 当分の間、新条例第181条第1項第1号アの(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第152条第1項第3号アおよび第188条第2項の基

準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第181条第1項第1号アの(ウ)のbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

指定地域密着型サービスの事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第38号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介

護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「および第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「又は」を「もしくは」に改め、「できる」の次に「ものとし、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させても差し支えないものとする」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通

所介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  
第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的 to 実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項および第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号および第3号、第32条第1項ならびに第37条の2第1号および第3号中」を加え、「、第28条第3項および第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全ての階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業

者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあつては、本体事業所

が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項および第39条第5項）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号および第3号、第32条第1項ならびに第37条の2第1号および第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介

護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第65条および第86条において準用する場合を含む。）および第76条第1項ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第27条、第37条の2（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）、第57条および第80条の規定の適用については、同項および新条例第37条の2中「講じなけれ

ば」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第27条、第57条および第80条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）および第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第39号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」の次に「・第35条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の

防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第34条を第35条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に

において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）および第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項、第18条および第27条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項および新条例第27条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第18条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する

事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定介護予防支援等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第40号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」の次に「・第33条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第5条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第14条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費の額がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条を第33条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に

より行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）および第14条第24号（前条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条例」と、

「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第14条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項、第19条および第28条の2（これらの規定を新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項および新条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

### （感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第

31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第41号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イの(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講

じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イの(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保す

る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))および第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項から附則第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イおよび第45条第2項第

2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第29条、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）、第44条第3項および第51条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第40条の2および第44条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第29条および第51条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項および第

52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護医療院における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第42号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する件

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
(平成24年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改め、「第53条」の次に「・第54  
条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、  
必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他  
の措置を講じなければならない。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域  
住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情

報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員

会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(エ)を次のように改める。

(エ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第45条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第48条中「および第31条」を「、第31条および第31条の2」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第50条第4項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(エ)を次のように改める。

(エ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第53条を第54条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関

する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項および第7条（これらの規定を新条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）ならびに第33条第3項および第34条（これらの規定を新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第2条第5項、第31条の2および第33条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第7条および第34条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例第48条において準用する場合を含む。）および第40条第4項（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第31条第1項(新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 7 当分の間、新条例第35条第4項第1号アの(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第11条第1項第4号アおよび第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 前項の規定は、新条例第50条第4項第1号アの(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、前項の規定中「第11条第1項第4号アおよび第40条第2項」とあるのは、「第45条第1項第4号アおよび第52条において準用する第40条第2項」と読み替えるものとする。
- 9 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号アの(エ)のb又は第50条第4項第1号アの(エ)のbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

特別養護老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第43号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第30条」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第23条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「、研修」を「の研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」に改める。

第29条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第7条お

よび第30条の規定の適用については、同項および同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第7条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。  
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

養護老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第44号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改め、「第34条」の次に「・第35条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「、研修」を「の研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」に改める。

第28条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽

費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホームおよびその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホームおよびその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「附則第29項まで」を「附則第30項まで」に、「第33条」を「第33条の2」に、「附則第29項に」を「附則第30項までに」に改める。

附則第29項中「第33条」を「第33条の2」に、「附則第22項」を「附則第23項」に、「附則第28項」を「附則第29項」に、「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第30項とし、附則第28項を附則第29項とし、附則第27項を附則第28項とする。

附則第26項の前の見出しを削り、同項第2号および第3号中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第27項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）」を付する。

附則第25項を附則第26項とする。

附則第24項中「第22項第2号」を「附則第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とし、附則第23項を附則第24項とし、附則第22項の前の見出しを削り、同項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の利用料の受領）」を付する。

附則第21項を附則第22項とする。

附則第20項中「第11項第6号」を「附則第12項第6号」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第11項第5号」を「附則第12項第5号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第11項第4号および第12項第3号イ」を「附則第12項第4号および附則第13項第3号イ」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第11項第3号イおよび第12項第2号イ」を「附則第12項第3号イおよび附則第13項第2号イ」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第11項第2号および第12項第1号」を「附則第12項第2

号および附則第13項第1号」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第11項第1号」を「附則第12項第1号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第11項および第12項」を「附則第12項および附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とし、附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）」を付する。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の設備の基準）」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項ならびに第7条および第33条の2（これらの規定を新条例附則第30項において準用する場合を含む。）ならびに附則第6項の規定の適用については、新条例第2条第4項および第33条の2ならびに附則第6項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第7条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは

「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。  
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号（新条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第33条第1項（新条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

軽費老人ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するためおよび

非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その

態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条第1項および第2項中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第48条第1項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に、「第47条第2項」を「同条第2項」に改める。

第59条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第73条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

#### 第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「第36条、第37条第1項」を「第33条の2、第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第93条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「および第74条から第76条まで」を「、第75条および第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条か

ら第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第109条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「、第93条」を「、第93条第1項」に改める。

第109条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項および第2項を除く。）」に改める。

第148条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「、第93条」を「、第93条第1項」に改める。

第148条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第157条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第158条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「、第93条」を「、第93条第1項」に改める。

第158条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第162条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第163条第2項中「第4項までおよび第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、第193

条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第171条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第182条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第184条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第189条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第189条において準用する第74条第2項」と、同項第5

号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第193条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第193条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12および第193条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第199条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の2の3第2項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加え、同条第

5 項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第200条の2の10中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の4第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第200条の11に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条の12中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の12において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第201条第1項中「および第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第209条第1項中「第36条から」を「第33条の2、第35条の2から」に、「第60条まで」を「第61条まで」に改め、「第71条まで」の次に「、第75条」を、「第82条」の次に「、第87条から第89条まで」を加え、「第93条の」を「第91条から第93条までの」に、「第209条第2項から第5項まで」を「第209条第1項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第209条第1項において準用する第74条第2項」と、同項第5

号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第93条第1項」に改め、同条第2項中「第61条、第74条、第75条、」を削り、「から第89条まで、第91条および第92条」を「および第86条」に改め、「第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「および第87条第4項」および「第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」および「第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」および「第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第61条、第74条、第75条、」、「第87条から第89条まで、第91条、第92条」および「第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第40条の2（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第33条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

### (感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第122条、第193条の12ならびに第193条の20において準用する場合を

む。）、第72条第2項および第91条第2項（新条例第94条の5、第109条、第109条の4、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の2の10、第200条の12および第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第35条の2第3項（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第35条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定障害福祉サービスの事業等における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第13項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1項中「および第2号」を削り、同条第2項中「第13項第3号」を「第13項第2号」に改める。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者

が、指定就労定着支援（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第46条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必

要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第58条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第58条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第46条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めな

ければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第49条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第52条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定障害者支援施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第47号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな

ればならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条および第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項までおよび第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連

絡調整に努めなければならない。

第84条および第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「および第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第32条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項および第48条第2項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例

第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

障害福祉サービス事業における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第17条を第20条とし、第16条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「、福祉ホーム」を「、当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第14条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項および第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項の規定の

適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

福祉ホームにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する件

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一  
部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平  
成24年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めな  
ければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民  
の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第14項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第12条第1項中「および第2号」を削り、同条第2項中「第14項第3  
号」を「第14項第2号」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機  
器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるも  
のとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加え  
る。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、

「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 提案理由

障害者支援施設における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第50号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」および「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）

を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条および第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条および第78条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条および第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条および第78条において同じ。）を行う場合

第5条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士および障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条および第78条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合计数に含めることができる。

第6条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「および第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

第27条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第59条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第76条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第78条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）におい

て、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第78条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士および障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第85条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第90条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）もしくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第96条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第101条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第102条第1項中「、第2項および第4項、第6条」を「から第3項までおよび第5項、第6条（第3項および第6項を除く。）」に、「第78条第1項、第2項および第4項」を「第78条第1項から第3項までおよび第

5 項」に、「「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 4 項中「指定児童発達支援」を「同条第 3 項および第 5 項中「指定児童発達支援」」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 4 項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第 5 項中「指定児童発達支援事業所」」に、「同条第 5 項」を「同条第 7 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 8 項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項」を「同条第 3 項および第 5 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 5 項および第 78 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項および第 78 条第 6 項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 4 項および第 45 条第 2 項（新条例第 58 条、第 62 条、第 76 条、第 83 条、第 84 条、第 88 条、第 96 条および第 101 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 38 条の 2（新条例第 58 条、第 62 条、第 76 条、第 83 条、第 84 条、第 88 条、第 96 条および第 101 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 38 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

### (感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 41 条第 2 項（新条例

第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第44条第3項(新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項および附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第5条第1項および第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第5条第3項および第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第6条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第59条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次

項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新条例第59条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第59条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項および附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第78条第1項および第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第78条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第78条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

14 この条例の施行の際現に旧条例第85条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第85条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第85条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

#### 提案理由

指定通所支援の事業等における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第51号

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第19条を第22条とし、第18条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

る。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必

要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項および第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

地域活動支援センターにおける感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第52号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除く。）」の次に「もしくは同法第97条に規定する大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

母子生活支援施設の職員の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。



議案第53号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第3第61号および第61号の2」を「別表第3第60号および第61号」に改める。

別表第3第1号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「2,800円」を「4,000円」に、「4,200円」を「6,000円」に、「16,000円」を「19,000円」に改め、同表第2号を次のように改める。

(2) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能を有する自動販売機による食品の調理販売営業許可申請手数料	10,000円
--	----------------------------------	---------

別表第3第3号から第11号までを削り、同表第12号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同号を同表第3号とし、同表第13号を削り、同表第14号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同号を同表第4号とし、同表第15号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」

を「23,000円」に改め、同号を同表第5号とし、同号の次に次のように加える。

(6) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	14,000円
(7) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	23,000円
(8) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	23,000円
(9) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	23,000円

別表第3第16号および第17号を削り、同表第18号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第10号とし、同号の次に次のように加える。

(11) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	23,000円
(12) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	23,000円

(13) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	23,000円
---	---------------	---------

別表第3第19号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第14号とし、同号の次に次のように加える。

(15) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	23,000円
(16) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	23,000円

別表第3第20号を削り、同表第21号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第17号とし、同号の次に次のように加える。

(18) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	23,000円
--	--------------	---------

別表第3第22号を削り、同表第23号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第19号とし、同表第24号を削り、同表第25号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「みそ製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「16,000

円」を「23,000円」に改め、同号を同表第20号とし、同表第26号および第27号を削り、同表第28号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「16,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第21号とし、同表第29号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「14,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第22号とし、同表第30号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「14,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第23号とし、同表第31号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「14,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第24号とし、同表第32号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第25号とし、同号の次に次のように加える。

(26) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	30,000円
(27) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	23,000円
(28) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	30,000円
(29) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	23,000円
(30) 食品衛生法第55条第1項および	密封包装食品製	23,000円

食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	造業許可申請手数料	
(31) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	14,000円

別表第3第33号を削り、同表第34号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第32号とし、同表中第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第36号の2を第35号とし、第37号から第61号までを1号ずつ繰り上げ、第61号の2を第61号とする。

#### 附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

#### 提案理由

食品衛生法の一部改正（平成30年法律第46号）等に伴い、飲食店営業の許可申請に係る手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第54号

秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する件

秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和51年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、受益者」を「受益者」に、「同表」を「それぞれ同表の」に改め、同項の表中「5割以内」を「2分の1以内の額」に改め、同表に次のように加える。

中山間地域農業活性化 緊急基盤整備事業	市が負担する当該年度の負担金額の3分の1以内の額
------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業に係る分担金を徴収するため、改正しようとするものである。



議案第55号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設け るもの その他のも の	長さ1メートル につき1年	3
					9
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	730
	その他の もの	上空に設け るもの		占用面積1平方 メートルにつき	460

		地下に設けるもの	1年	270
	その他のもの			910

別表法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号および第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

自動運行補助施設による道路の占用に係る占用料の額を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第56号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造と

するものとする。

別表中「第44条関係」を「第45条関係」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

道路構造令の一部改正（令和2年政令第329号）に伴い、歩行者利便増進道路の設置要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第57号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を  
改正する件

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次の  
ように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を  
改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋  
田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

300平方メートル以上2,000平方 メートル未満の場合	34,000円	を
---------------------------------	---------	---

300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	24,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	34,000円	

改め、同条第2号の表中

300平方メートル以上2,000平方 メートル未満の場合	39,000円	を
---------------------------------	---------	---

300平方メートル以上1,000平方	28,000円
--------------------	---------

メートル未満の場合	
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	39,000円

に

改め、同条第3号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	129,000円
-----------------------------	----------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	129,000円

に

改め、同条第4号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	323,000円
-----------------------------	----------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	323,000円

に

改める。

第5条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項第2号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同項第3号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）
-----------------------------	--------------------------------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合には、15,000円）	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	

改め、同項第4号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	を
-----------------------------	--------------------------------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出する場合には、15,000円）	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	

改め、同項第5号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に

改め、同条第2項中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第6条第1項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第7条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第5号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	を
-----------------------------	--------------------------------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合には、15,000円）	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	

改め、同条第6号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	を
-----------------------------	--------------------------------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出する場合には、15,000円）	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）	

改める。

第8条第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年法律第4号）等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第58号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合 にあつては、26,000円）	を
-----------------------------------	---------------------------------------	---

300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内の場合	140,000円（適合証を提出する場合 にあつては、16,000円）	に
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合 にあつては、26,000円）	

改め、同条第4号の表中

300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場合 にあつては、26,000円）	を
-----------------------------------	---------------------------------------	---

300平方メートルを超え、	290,000円（適合証を提出する場
---------------	--------------------

1,000平方メートル以内の場合	合にあつては、16,000円)
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場 合にあつては、26,000円)

に

改め、同条第6号の表中

300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	150,000円（適合証を提出する場 合にあつては、26,000円)
-----------------------------------	---------------------------------------

を

300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内の場合	112,000円（適合証を提出する場 合にあつては、16,000円)
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内の場合	150,000円（適合証を提出する場 合にあつては、26,000円)

に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

共同住宅等における低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第59号

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「区域は」の次に「、出水」を加え、「秋田市河辺神内字振作の」を「別表に掲げる」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

その指定した区域を変更し、又はその指定を解除したときも、同様とする。

第3条中「災害危険区域」を「規定により指定された災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）」に改め、「建築物」の次に「（以下「住居用建築物」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表第2号に掲げる区域に係る災害危険区域において、住居用建築物のうち次の各号のいずれかに該当するものとして市長が認定したものについては、この限りでない。

- (1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第7号に規定する計画高水位に0.6メートルを加えた高さ（以下「災害危険基準高」という。）以上である住居用建築物
- (2) 法第2条第5号に規定する主要構造部（屋根および階段を除く。）が鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の住居用建築物であつ

て、災害危険基準高以下の部分に居室を有しないもの  
第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(認定の申請)

第4条 前条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

区 域	
(1)	河辺地区 秋田市河辺神内字振作
(2)	雄和地区 秋田市雄和向野字前開、字源藤太郎、字築土手、字下夕野、字大川端、字鯨沢、字中野、字上野および字向野
	秋田市雄和左手子字白川袋、字岩城沢、字板沢、字碓および字左手子
	秋田市雄和女米木字山崎、字六百刈、字水里および字女米木
	秋田市雄和戸賀沢字御江田、字金山沢、字五石前、字九巻および字戸賀沢
	秋田市雄和相川字高清水、字下野、字銅屋、字新聞、字松山下、字源八沢、字大管場、字新開、字高野、字井戸ノ下および字相川

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物等」という。）については、新

条例第 3 条および第 4 条の規定は、適用しない。ただし、新条例第 2 条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等（当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。）については、この限りでない。

#### 提案理由

災害危険区域として指定する区域を拡大するとともに、同区域における建築物の建築の制限を緩和するため、改正しようとするものである。



議案第60号

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第52条第10号」を「第52条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同条の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第52条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の秋田市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

急速充電設備を設置する際の位置に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第61号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,807.6ヘクタール」を「7,929.4ヘクタール」に、「300,455人」を「291,010人」に、「198,180.0立方メートル」を「162,610.0立方メートル」に改める。

別表第3中「617.0ヘクタール」を「599.0ヘクタール」に、「17,588人」を「17,028人」に、「3,955.8立方メートル」を「3,804.6立方メートル」に改める。

第2条 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「599.0ヘクタール」を「554.0ヘクタール」に、「17,028人」を「15,468人」に、「3,804.6立方メートル」を「3,383.4立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

提案理由

豊岩石田坂農業集落排水施設、豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設の公共下水道への編入等に伴い、下水道事業および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第62号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設の項を削る。

第2条 秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設の項および秋田市豊岩小山農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4項および附則第5項の規定は、規則で定める日から施行する。  
（秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道

として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

（秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設の廃止に伴う経過措置）

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前に第2条の規定による改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 一部施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で一部施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る一部施行日から一部施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、一部施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

#### 提案理由

豊岩石田坂農業集落排水施設、豊岩豊巻農業集落排水施設および豊岩小山農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

## 議案第63号

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

### 提案理由

今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第1号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月9日

秋田市長 穂 積 志



## 令和 2 年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度秋田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,694,740 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 4,585,073	千円 700,000	千円 5,285,073
	2 基金繰入金	4,252,718	700,000	4,952,718
歳入合計		179,994,740	700,000	180,694,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 16,466,993	千円 700,000	千円 17,166,993
	2 道路橋りょう費	4,737,359	700,000	5,437,359
歳 出 合 計		179,994,740	700,000	180,694,740



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	千円 4,585,073	千円 700,000	千円 5,285,073
歳入合計	179,994,740	700,000	180,694,740



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	16,466,993	700,000	17,166,993
歳 出 合 計	179,994,740	700,000	180,694,740

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			700,000
0	0	0	700,000

## 2 歳 入

20款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,092,595	千円 700,000	千円 1,792,595	1 財政調整基金 繰入金	千円 700,000
計	4,252,718	700,000	4,952,718		

	説	明
01 財政調整基金繰入金		(財 政) 千円 700,000

20款 繰入金

### 3 歳 出

#### 8 款 土木費

#### 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 2,515,585	千円 700,000	千円 3,215,585	千円	千円	千円	千円 700,000
計	4,737,359	700,000	5,437,359	0	0	0	700,000

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 700,000	【建設部関係】	千円 700,000
		除排雪関係経費	700,000

8款 土木費

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額      700,000 千円

上記のうち特定財源      ー

差 引 一 般 財 源      700,000

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 入 金	700,000	2 基 金 繰 入 金	700,000
計	700,000		

## 議案第64号

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

### 提案理由

今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第2号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月19日

秋田市長 穂 積 志



## 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,394,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 5,285,073	千円 700,000	千円 5,985,073
	2 基金繰入金	4,952,718	700,000	5,652,718
歳入合計		180,694,740	700,000	181,394,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 17,166,993	千円 700,000	千円 17,866,993
	2 道路橋りょう費	5,437,359	700,000	6,137,359
歳 出 合 計		180,694,740	700,000	181,394,740



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	17,166,993	700,000	17,866,993
歳 出 合 計	180,694,740	700,000	181,394,740

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			700,000
0	0	0	700,000

## 2 歳 入

20款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,792,595	千円 700,000	千円 2,492,595	1 財政調整基金 繰入金	千円 700,000
計	4,952,718	700,000	5,652,718		

	説	明
01 財政調整基金繰入金		<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政) 700,000

20款 繰入金

### 3 歳 出

#### 8 款 土木費

#### 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 3,215,585	千円 700,000	千円 3,915,585	千円	千円	千円	千円 700,000
計	5,437,359	700,000	6,137,359	0	0	0	700,000

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 700,000	【建設部関係】 除排雪関係経費	千円 700,000 700,000

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額      700,000 千円

上記のうち特定財源      ー

差 引 一 般 財 源      700,000

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 入 金	700,000	2 基 金 繰 入 金	700,000
計	700,000		

## 議案第65号

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

### 提案理由

新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制を整備するとともに、対象者へのワクチン接種を実施するため、その経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第5号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月29日

秋田市長 穂 積 志



## 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,501,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 59,744,649	千円 107,222	千円 59,851,871
	1 国庫負担金	19,335,655	42,488	19,378,143
	2 国庫補助金	40,335,679	64,734	40,400,413
歳入合計		181,394,740	107,222	181,501,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		9,459,896	107,222	9,567,118
	2 保健所費	2,058,496	107,222	2,165,718
	歳 出 合 計	181,394,740	107,222	181,501,962



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 59,744,649	千円 107,222	千円 59,851,871
歳入合計	181,394,740	107,222	181,501,962



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	9,459,896	107,222	9,567,118
歳 出 合 計	181,394,740	107,222	181,501,962



## 2 歳 入

### 1 6 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 113,216	千円 42,488	千円 155,704	1 保健所費負担 金	千円 42,488
計	19,335,655	42,488	19,378,143		

### 1 6 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	93,684	64,734	158,418	1 保健所費補助 金	64,734
計	40,335,679	64,734	40,400,413		

説	明	千円
11 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	(保健総)	42,488

52 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	(保健総)	64,734

### 3 歳 出

#### 4 款 衛生費

#### 2 項 保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
3 予防費	千円 1,024,333	千円 107,222	千円 1,131,555	千円 107,222	千円	千円	千円
計	2,058,496	107,222	2,165,718	107,222	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	千円 28,800	【福祉保健部関係】 新型コロナウイルスワクチン接種事業	千円 107,222
10 需用費	17,353		107,222
11 役務費	9,814		
12 委託料	49,130		
13 使用料及び賃 借料	1,280		
17 備品購入費	845		

4款 衛生費



## 議案第66号

### 包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約の金額 6,688,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県秋田市南通築地12番36号  
氏名 吉 岡 順 子  
資格 公認会計士

#### 提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第67号

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件

次により秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市まちなか観光案内所
- 2 指定管理者 秋田市大町二丁目2番12号  
公益財団法人秋田観光コンベンション協会  
理事長 三 浦 廣 巳
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

まちなか観光案内所の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第68号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 施設名   | 秋田市河辺ユフォーレ公園施設                                |
| 2 | 指定管理者 | 秋田市河辺三内字丸舞1番地1<br>河辺地域振興株式会社<br>代表取締役 尾 形 和 雄 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                         |

提案理由

河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第69号

秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市金足地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市金足小泉字上前55番地  
金足地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 藤 嶋 昇
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第70号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市寺内神屋敷13番23号  
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 川 口 洋 一
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第71号

秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市上北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1  
上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 嵯 峨 久一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第72号

### 秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市桜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市桜台一丁目1番4号  
桜地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 武 内 仁
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 提案理由

桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第73号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大町四丁目4番15号  
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 長谷川 淳 司
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第74号

秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市河辺岩見温泉交流センター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字外川原101番地1  
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会  
会長 備 後 正 義
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第75号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和椿川字鹿野戸17番地1  
鹿野戸自治会  
会長 堀 井 伸 夫
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第76号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 2 指定管理者 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地  
萱ヶ沢自治会  
会長 京 極 進
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第77号

秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和山村交流センター
- 2 指定管理者 秋田市雄和碓田字梵天野27番地1  
碓田自治会  
会長 那 須 新 一
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提案理由

雄和山村交流センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第78号

### 秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市北部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市北部市民サービスセンターの項第1号から第7号までに規定する地域文化ホール、体育館、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西五丁目3番1号  
北部地域住民自治協議会  
会長 林 明 夫
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 提案理由

北部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第79号

### 秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地域文化ホール、和室および洋室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
河辺の郷自治協議会  
会長 鈴木 勉
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 提案理由

河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第80号

### 秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市雄和市民サービスセンターの項第1号から第4号までに規定する地域文化ホール、和室、洋室および調理室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
雄和市民協議会  
会長 長 沼 隆
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 提案理由

雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第81号

### 秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市中心市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市中心市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市山王一丁目1番1号  
中央地域づくり協議会  
会長 宇佐見 昭 一
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 提案理由

中央市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第82号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1  
河辺地域振興株式会社  
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第83号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

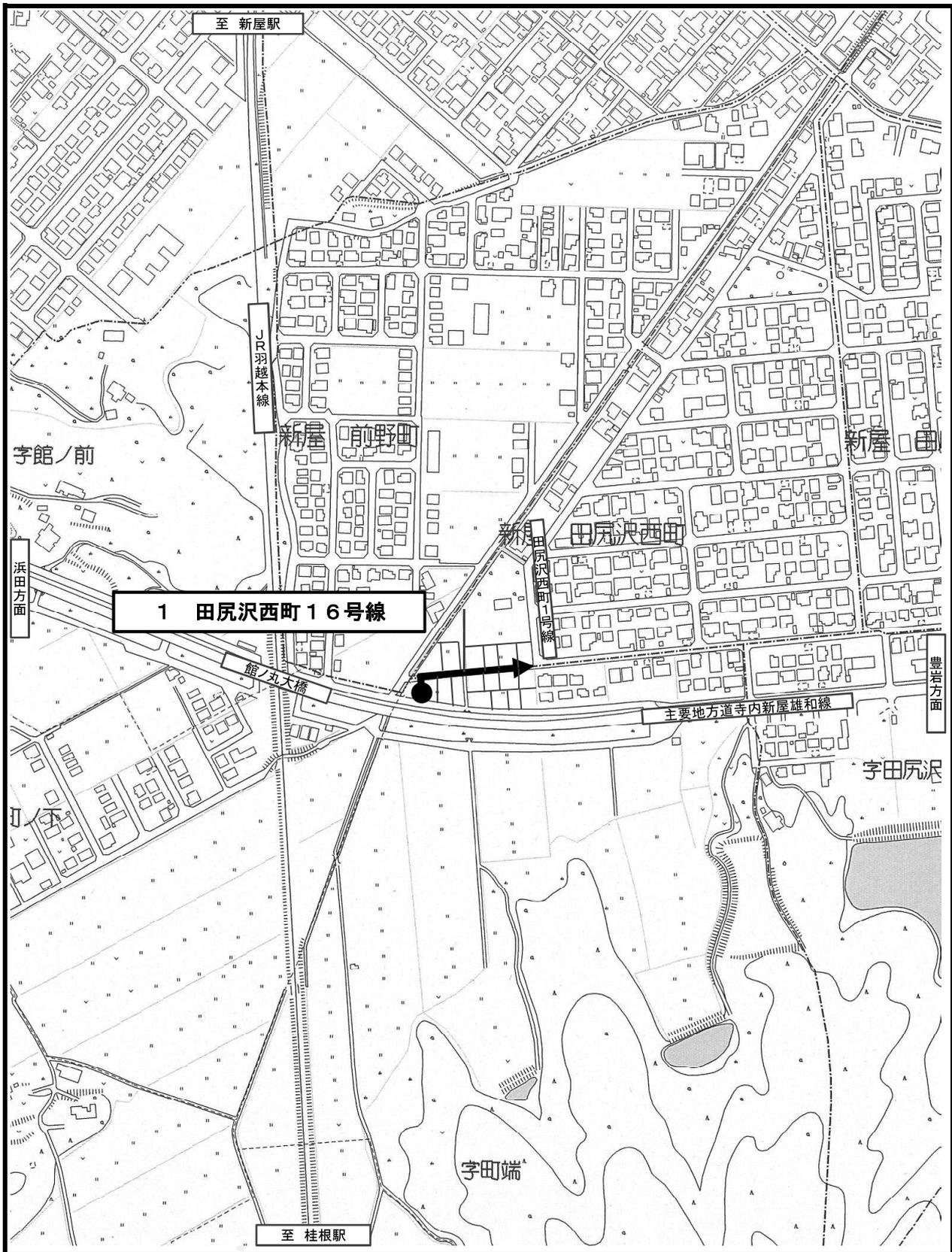
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
田尻沢西町16 号線	浜田字町端36番10地先		107.80	6.00
	新屋田尻沢西町216番2地先			
観音道脇1号 線	下浜長浜字観音道脇224番地先		178.60	6.30 ～ 7.80
	下浜長浜字柳沢道脇117番4地先			
観音道脇2号 線	下浜長浜字観音道脇172番2地先		173.00	6.30
	下浜長浜字観音道脇222番地先			
古堂5号線	下浜羽川字古堂60番地先		107.10	5.20
	下浜羽川字古堂65番1地先			

#### 提案理由

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

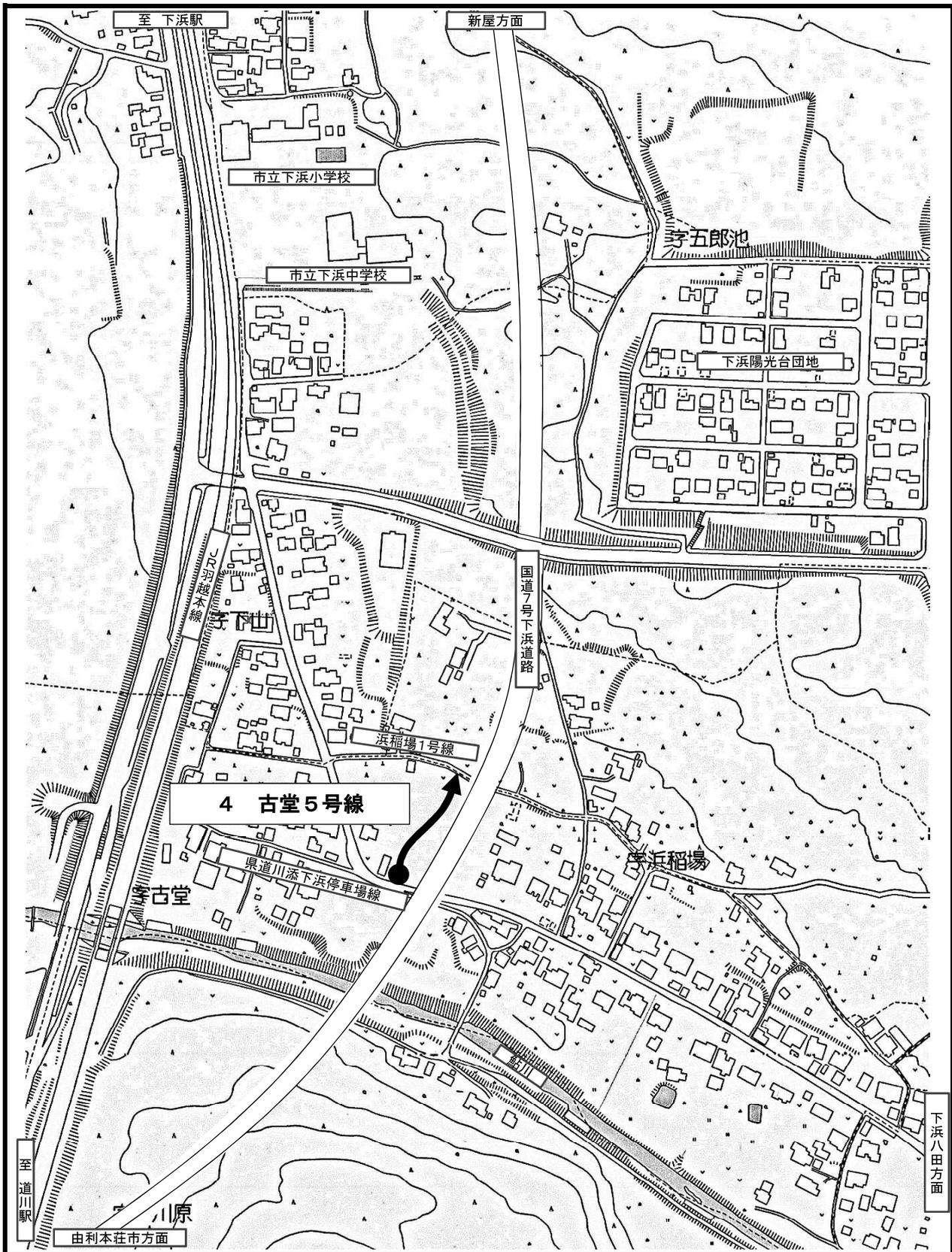
番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	田尻沢西町16号線	107.80	6.00
2	観音道脇1号線	178.60	6.30～7.80
3	観音道脇2号線	173.00	6.30
4	古堂5号線	107.10	5.20
合計延長		566.50	

田尻沢西町16号線





古堂5号線



議案第84号

秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務請負契約を締結する  
件

次により業務請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 業 務 名       | 秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務   |
| 2 | 工 事 場 所     | 市立中学校23校  |
| 3 | 契 約 方 法     | 公募型プロポーザル方式による随意契約  |
| 4 | 契 約 金 額     | 1,024,100,000円  |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 山二・羽後・北勢・草階特定建設工事共同企業体<br>代表者 秋田市山王五丁目1番7号<br>山二施設工業株式会社<br>代表取締役社長 阿 部 公 雄 |

提案理由

秋田市立中学校空調設備導入事業設計施工業務を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。